

平成18年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第4号）

平成18年3月8日（水曜日）午前10時開議

日程第1 市政一般質問

30番 金子哲也議員

1. 西那須野・北赤田地区産業廃棄物中間処理場許可について
2. 男女共同参画社会に向けて

3番 眞壁俊郎議員

1. 学校などの安全対策について
2. 第2期ごみ処理施設整備事業および一般廃棄物処理基本計画について

8番 東泉富士夫議員

1. 県道拡幅と歩道の設置について
2. ガードレールの安全対策について
3. 公共事業のコスト削減について

23番 若松東征議員

1. 情報通信技術（IT）講習推進特例事業について
 - (1) 情報通信技術関連特別対策情報通信設備整備事業について
2. 道路行政について
 - (1) 歩道の安全対策について
3. 保育園の安全対策について
 - (1) ゆたか保育園、とようら保育園の駐車場の安全対策について
 - (2) とようら保育園の園庭について

12番 早乙女順子議員

1. 那須塩原市総合計画について
 - (1) 総合計画策定と行財政改革大綱策定との関係性について
 - (2) 車座談議について
 - (3) 駅周辺のバリアフリー化について
 - (4) 健康づくりの推進に不可欠な栄養士の配置について
2. 障害者自立支援制度について
 - (1) 障害者自立支援法の問題について
 - (2) 障害者自立支援制度で、市の担う役割について
 - (3) 障害者区分の判定、支給決定のプロセスについて

3. ごみ処理基本計画について

- (1) 根本的なゴミ減量化の対策とならないゴミの有料化を国が進める理由について
- (2) 持続可能な社会の構築について

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	松下昇君	企画情報課長	高藤昭夫君
総務部長	君島寛君	総務課長	平山照夫君
財政課長	松本睦男君	生活環境部長	相馬力君
生活環境調整班長	高塩富男君	市民福祉部長	田辺茂君
福祉事務所長	大田原稔君	市民福祉調整班長	向井明君
産業観光部長	田代仁君	産業観光調整班長	白井好明君
建設部長	君島富夫君	建設調整班長	益子和則君
水道部長	君島良一君	水道課長(黒)	金沢郁夫君
教育部長	千本木武則君	教育総務課長	田代哲夫君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 長
西那須野
支所 長

織 田 哲 徳 君

農業委員会
事務局 長

八 木 源 一 君

田 口 勇 君

塩原支所 長

櫻 岡 定 男 君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡 部 義 美

議事課 長 石 井 博

議事調査係長 斉 藤 兼 次

議事調査係 渡 邊 静 雄

議事調査係 福 田 博 昭

議事調査係 高 塩 浩 幸

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（高久武男君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は32名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に

配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（高久武男君） 日程第1、市政一般質問を

行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇金子哲也君

○議長（高久武男君） 初めに、30番、金子哲也君。

〔30番 金子哲也君登壇〕

○30番（金子哲也君） おはようございます。

30番、金子哲也です。市政一般質問を行います。

まず、1番目に、西那須野・北赤田地区産業廃棄物中間処理場の許可についてということで、平成15年8月に関東一円と、それから福島県、新潟県、長野県を営業のエリアとする産業廃棄物処理業の東武商事による産業廃棄物処理施設設置事業計画書の提出がありました。そして、昨年暮れに地鎮祭が行われまして、産業廃棄物中間処理場の建設事業が現在着々と進んでいるところでありま

す。その問題について質問いたします。

1つ目は、建設申請から許可まで及び現在に至るまでの経緯と市の姿勢についてお伺いいたします。

それから、2番目、心配される公害問題に対して、市と住民との共同歩調がとれないかということでお伺いします。

3番目、近隣住民の不安を取り除くべく、安全性確保のために業者との協定締結について市はどういうふうを考えるかお伺いします。

4番目、市民への積極的な情報の提供ができないかということで、この4項目についてお伺いいたします。

次に、男女共同参画社会に向けてということで、国は昨年、内閣府の特命担当大臣として少子化問題担当及び男女共同参画推進担当大臣として猪口邦子氏を指名しました。少子化問題と男女共同参画問題が、今いかに大きな問題としてクローズアップされてきたかがうかがわれます。

栃木県もここ五、六年ほど前から、男女共同参画推進に力を入れてきました。平成15年4月には男女共同参画推進条例を施行いたしました。1995年の北京における世界女性会議以来、やっと地方にもこの問題が波及してきた感があります。

そこで、お伺いいたします。

男女共同参画社会に対する市の基本方針及び積極的な施策はあるのかということでお伺いします。

また、学校教育においても大変重要な問題とされますので、重点施策またはお考えがあれば、ぜひ教育長にもお伺いしたいと思います。

それから、2番目として、少子化問題にもつながる子育て支援や環境づくり、女性が安心して働ける社会づくりに市の具体策はあるのかということでお伺いします。

3番目に、セクシャルハラスメントやドメス

ティックバイオレンスに対して、対策や対応はあるのかということでお伺いします。

4番目、男女機会均等のための努力目標についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

30番、金子哲也議員の質問にお答えをいたします。私からは、男女共同参画社会に向けての1の市の基本的方針及び積極的な対策についてお答えをいたします。

平成17年1月に合併により那須塩原市が誕生したことから、新たな男女共同参画によるまちづくりに向けた市としての強い意志を示すとともに、市、市民両者が積極的に取り組みを進めていくためのよりどころとなる男女共同参画推進条例の制定及び男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための男女共同参画行動計画の策定に向けて、準備を進めておるところであります。

策定に当たりましては、庁内組織として男女共同参画推進本部を設置し、男女共同参画の視点から横断的に検討しているところであります。庁外組織といたしましては、男女共同参画懇話会を中心に、条例及び計画に盛り込む事項等について検討を重ねておるところであります。平成18年度にはパブリックコメントなども実施しながら広く市民の意見を反映させ、より実効性のある施策を展開し、男女共同参画社会の実現を目指していきたいと考えております。

このほかにつきましては、教育長、生活環境部長よりお答えをいたさせます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 男女共同参画社会に向けて、市長さんの答弁がございましたが、教育長に対してもということで、答弁をさせていただきます。

男女共同参画社会に向けた基本方針、施策について、教育委員会としてお答えいたします。

まず、基本方針ですが、教育行政施策の社会教育方針の中で、男女共同参画社会の形成に向けて男女平等教育の推進を掲げております。その施策として、主に各公民館の各種講座、教室を中心に、男女平等教育のための幅広い学習機会を提供しております。これらの学習により、男女が互いのよさを理解し合い、ともに協力して生きる社会の大切さに気づき、みずから日常生活で実践していく力が身につくものと考えております。

また、学校教育においては、教科、道徳、特別活動などすべての教育活動において人権尊重教育を推進しております。その中でも学級活動の授業では、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等などを題材として設定し、話し合ったり討論したりしております。さらには、教育事務所と共同で、男女の人権を尊重した教育を推進するため、教職員の資質向上研修を開催しております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） まず、第1点目の西那須野・北赤田地区産業廃棄物中間処理場の許可についての答弁をまとめてお答えしたいと思います。

ご質問の産業廃棄物中間処理施設につきましては、栃木県が廃棄物処理に関する指導要綱及び関係法令等に基づき、事業計画書、事前協議書及び施設設置許可申請書等の技術上の基準、生活環境の保全への配慮等の内容を審査し、そして設置予定箇所の現地調査を経て設置の許可をしたもので

あります。

市としましては、関係地域の住民が安全で安心な生活ができるよう、事業者との合意による環境保全協定等の締結の方向になれば、協定書の形式等については協力してまいりたいと考えております。

また、県と連携しまして、大気汚染等の規制基準に適合した事業活動がされるよう監視、指導をするとともに、関係地域の生活環境の保全と公害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

4の市民への情報の提供についてであります。事業者に対しましては、関係地域の住民との合意形成を図るよう指導してきたところでありますが、今後も必要があれば県とともに事業者に対して説明会等の開催等について指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、2番目の男女共同参画社会に向けての2番の子育て支援や環境づくりについてお答えします。

少子化問題にもつながる子育て支援や環境づくりについては、親自身がゆとりと自信を持って子育てをできるよう、多様な子育てサポートを充実していきたいと考えております。

子供の養育に関する大義的責任は家庭において果たされるべきものと考えますが、今後は、子育て支援社会の構築に向けて、世代間を越えた地域社会の力で家庭の子育て機能の補完を図り、地域の子育て力を再生していくべきものと考えております。そのためには家庭、地域、学校、行政が協働し、きめの細かい子育てサービス、支援ネットワーク体制の整備が必要となつてまいります。

具体策としましては、より身近な地域で子育てに関する相談、交流ができるよう、地域子育て支援センターや子育てサロン等における活動、ま

た臨床心理士等による専門相談等体制の強化、また幼稚園、保育園、保健センターと関係機関との連携により子育て支援策を講じており、加えて、子育て中の母親のリフレッシュにも活用できる一時保育等特別保育事業の充実を図っていききたいと考えております。

次に、3のセクシャルハラスメント及びドメスティックバイオレンスの対策についてお答えいたします。

女性の人権を著しく侵害する行為としましては、夫、あるいはパートナーからの暴力、性犯罪、セクシャルハラスメント、ストーカー行為などがあります。これら女性に対する暴力は潜在化することが多く、その背景には、男女の固定的な役割分担など男女が置かれている状況等に根差した構造的な問題があると考えられております。

個人としての人権を尊重する意識を形成するためには、子供のころから教育が大変重要であると考えます。また、一人一人がメディアから情報に対して主体的に読み解く能力を養う必要があります。そのため、女性に対する暴力根絶のための広報啓発活動を推進するとともに、被害者に対する支援などの取り組みを積極的に行っていくため、現在策定中の男女共同参画推進条例及び男女共同参画行動計画にも盛り込んでいく考えております。

ドメスティックバイオレンスにつきましてですが、本市では、母子自立支援員兼婦人相談員を1名配置し、相談者に対し適切な情報提供や助言、関係機関への連絡調整などを迅速に対応しているところであります。支援の内容も、生活の安定、子育て支援、就学、住宅の確保、医療の確保、就労の確保、離婚の手續、精神の安定等、生活全般にわたることから、県における専門相談機関である婦人相談所のほか、平成16年4月から栃木男女共同参画センターに配偶者暴力相談センターが新

たに開設されましたので、これらの機関及び警察、医療機関、ハローワーク、民間シェルター等の関係機関などと緊密に連携し、相談窓口の充実に努め、DV被害者の自立更生に向けて取り組みを支援していきたいと考えております。

また、関係機関との連携をさらに強化する方法として、被害者への情報提供を進め、さらに民間シェルターへの支援も進めていきたいと考えております。

次に、4点目の男女機会均等のための努力目標についてお答えします。

女性の意見をまちづくりに反映させ、女性が、男性が、ともに地域社会の形成にかかわっていくためには、政策、方針の決定の場所への女性の参画が重要であり、女性のエンパワーメントが課題となっています。

本市の各種審議会等における女性委員の比率は、平成17年4月1日現在26.2%と、暫定目標の30%に達していない状況にあります。女性委員の就任の少ない審議会等の解消については、今後とも充て職の見直しや公募制の導入について検討するなどその解消に努めるとともに、現在策定中の男女共同参画行動計画へ数値目標を盛り込んで、女性が参画しやすい環境を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 2度目の質問をいたします。

まず、産業廃棄物中間処理場の許可についてということで質問いたします。

平成15年にこの産業廃棄物中間処理場の申請があつてから、県に対して、まず旧西那須野町の時代に平山元町長から回答書が出ております。その中で、この計画地はフロンティアゾーン地区土地

利用調整計画において複合業務区域に指定されていると、当該施設の立地を想定してはいないという回答書が県のほうへ出されています。また、平成17年3月に、合併後の栗川市長のときに、そのときの回答書でもやはり、この地域はフロンティアゾーン地区に属していると、複合業務区域なので、商業業務及び情報通信技術を活用した企業等の誘致を図る区域と位置づけていると、ゆえに、原則として当該施設の立地を想定してはいないという回答を出しております。そして、生活環境の保全上の問題がありというふうな回答書を出しています。

それであるにもかかわらず、なぜ市はこの施設を断るという方向に立てなかったのかということでお聞きいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今のお話ですけれども、確かに意見としてはそういう形で出しております。ただし、これは県の指導要綱上、そういうふうな意見、土地利用上の問題、生活環境上の問題というところで、旧西那須野町、あるいは現在的那須塩原市としては、そういう計画を持った土地ですと、そういう意味では意見を出しております。ただし、那須塩原市になってからのその後の部分ですね、しかしながら、あそこについては工業専用地域という一つの指定をしていると。そういった中で県の判断といいますか、そういう一つの廃掃法、あるいは指導要綱上の一つの考え方の中で、工業専用地域については、これは細かい話になりますけれども、住民の説明会というのは、我々のその意見の中で言ってきていますけれども、そういった意味では、指導要綱上では、その住民の同意とかそういうものが要らない、一つのそういうものをつくれる場所だという判断で、県は一つの手順に従って許可をしたものと考えて

おります。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） それは確かに指導要綱上はそういう形になっていますけれども、結局フロンティアゾーンに指定して、そしてこういう地域はそういう業種はふさわしくないという判断のもとに、やはり市は反対であるという立場をとるべきではなかったかというふうに考えるわけですが、昨年3月に本県産廃中間処理場の建設反対の議会決議をいたしました。それに対して当局ではどういうふうにそれを受けとめたのか、61名の全会一致で議決したわけで、決議書に対してどのような態度というか、立場で県に対して対応したのか、それをお聞きいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 対応したのかということであれば、それに対してそういう意見が出されているという中では、県に行ったときにお話をしたことはあります。ただし、これは法律に、先ほど答弁申し上げましたように、廃掃法、あるいは指導要綱で手を踏んで、県が許可をするという中では、その一つの流れに対して反対ですよというような形では申し上げてはおりません。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 議会としては全員一致で反対という決議をしているわけで、それに対して余り重要視しなかったんじゃないかというふうに見受けられるわけですね。

それから、その後、住民の2,600名に上る反対の署名がありまして、それも提出されているわけです。市長もその市民の目線ということを訴えているわけで、そういう目線で、これに対して、2,600名のその反対署名に対して当局はどう考えているか、お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 反対の意思というものは、当然、2,600名の方からの署名という意味では、それはそういう心情的な部分では受けとめております。ただし、先ほどから何度も申し上げますけれども、法律を破ってまでというのは、私どもがどうのこうのではなくて、県がそれをどう受けとめて、どうこたえてくれるのか、そういう部分だと思っていますので、十分そういう気持ちというのはくんでおりますけれども、法律を破ってという形は、同じ行政の中ではできないということをおわせて考えているところです。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） ただいま法律を破ってまでという答弁がありましたけれども、法律を破ってまでそれをするべきというふうに私のほうでは言っているのではないんです。例えば五、六年前になりますけれども、やっぱり西那須野地区井口工業団地地内で医療廃棄物の問題が上がりまして、医療廃棄物の中間処理場ですね、その問題で、その廃棄物処理場が建設されそうになったとき、ほとんどもうこれは法律的には工業団地内のことで許可が当然おりるといって、同じような条件だったわけなんですけれども、環境汚染を心配する住民、それから行政、それから議会、みんなが一致しまして、力を合わせてこれを不許可、撤退に追い込んだ例があるわけですね。やはりその住民と、それから行政とみんな一緒になってやれば、そういうところに追い込むということが出来るわけですね。当時、西那須野町長、塩原町長初め議長、議員、それを組織する陳情団が県知事を説得して撤退に追い込んだというのは、まだ数年前のことであります。

それから、やはり西那須野地区、4区地区で、

産業廃棄物中間処理場に対しても、地域住民、そして近いところに非常に住居が多いということで反対運動を繰り広げまして、そしてこれも撤退に追い込んだという例があるわけです。

こういう中で、やはり法律を破るんじゃないくて、これはやめてほしいと判断した場合ですけれども、ぜひこれはここではやってほしくないというコンセンサスができた場合に、それを事業者に対して説得していくということが必要なんじゃないかと。そして、ですから市の態度がどうも何もしていないんじゃないかというふうに一般の住民から見受けられるので、そういうことをもっと取り組んでもいいんじゃないかということで伺いたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 行政は、まず前提なんですけれども、基本的には住民のサイドにも、事業計画書に対しても、法的には中立でいなければならないんだと思っています。ただし、今、議員から出ましたように、そういう住民の一つの反対とか、そういう一つの安全性とかの問題で盛り上がりの中で、今、事例に出てきた2つの件なんですけれども、私も、旧西那須野町の時代ですからちょっと詳しくはわかりませんが、基本的には、さっき県が不許可……、県とは言いませんでしたけれども、不許可というような話も出たようなんですけれども、結局は事業者がいかに撤退するような一つの運動になっていくのかということが一つなんだと思っています。ですからそういった意味で、土地利用上の問題、あるいは生活環境上の問題がありますよという中で、そういうふうな設置場所とかその内容があれば、行政も当然それはその指導要綱に基づいてそういう意見を出して行って、その言葉として反対か賛成かということではなくて、そういう考え方は今後も持ってい

きたいとは思っています。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） そういうところで、今までそういう経過の中で、それが本当にいいのか、それとも住民のためによくないのかという判断をするための住民との話し合いというのがほとんどなされていない、住民の意向というのをほとんどくんでいないというところに今回の問題があると思うんです。

今回はもう許可になってしまったということで、もうどんどん建設が進められているわけで、私も必ずしもそれが悪いことだとは言っていない。ただ、それをいいのか悪いのかということを余り検討していない、調査検討がなされていないということで、私は非常に残念なことになってしまったという思いでいるわけなんです。

ですから、もう少し事前に住民とも話し合いをし、それから業者とも話し合いをして、やっぱり行政が中心になってそれをやっていかないと、その地元の区長さん単独では、それから地元の代表議員ではなかなかそこまでやり切れないところもあります。ですから、やっぱり行政が一緒になって、本当にいいのか悪いのか、そして余りそれは悪くないと判断したら、それは、じゃ、やっぱり地元住民を説得して、これはやっぱり必要なんだということを説得するぐらいの役目を果たしてもらいたいと思います。

そして、そういうことでもう認可がおきてしまっちゃっているわけなんですけれども、やはり回答書の中で市長は、地域住民への周知及び継続的な合意形成を図ることということを言っているわけなんですけれども、それについては何かそういう合意形成をしていくというふうな当局の体制というか、そういうことがあるのでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今、議員がおっしゃったようなところにつきましては、今までの経過の中で、例えば計画書が出ました、県に対してですね、それに対して設置のところの自治体に対しての意見、あるいはそれを終了して事前協議書の申請が出され、そういった中でそういう意見を書いてきたわけですね。これは事業者が、たとえば用途地域として工業専用地域であっても、十分、周辺住民の合意形成を図っていただきたいという意見を県に対して出しているわけです。県は、それに基づいて住民の皆さんによく説明をして、合意形成を図ってくださいというのは再三言っていると思います。ただ、そういった中で、先ほど議員から出ましたように、経過の中で、要するに二千何百名の方の署名があったり、一つの意見があったりという中で、実際には空白が経過の中にはあると思うんです。

そういった意味なんですけど、ちょっと長くなりますけれども、地元の区長さんが設置許可という形の中で、安全的な部分の中で、今の段階での説明を聞きたいというお話がありまして、要するに行政としてそういうふうに業者と地域住民の間で期間がちょっとあいちゃったものですから、そういう形で一つの間をとってこないかというようなところで、会社側にそういう話を申し上げたということはありません。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） それから、やはり回答書の中で、施設、建設物の計画、設計に当たって那須塩原市と協議をすることというふうに書いております。2度ともそれは回答しております。その那須塩原市との協議はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） これは、公害的な意味合いでの法に基づいた、例えばボイラーですね、そういったものについては、その公害防止法の関係の施設になるというようなところで、十分届け出をし、協議をしていただきたいというのが、一つのもがあります。これは最終的には県のほうの一つの部分になるんですが、あるいはそれ以外でも騒音とか振動とか悪臭等、そういった部分では十分うちのほうと協議をしていただきたいという中で進めてきたところです。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 現実的に協議は行っているんですか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 届け出の必要性があるもの、要するに県の許可が必要なものについては、当然その申請を出させていただいて、内容について協議をしているところは今までにあります。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 住民の不安を取り除くためにも、これはもう十分に協議をぜひしてもらいたいと思います。

そして、こういうことで進んでいるものですから、さらにその業者と、それから市もやはり間に入って、地元住民との安全協定の締結については、市としてはどういうふうに考えますか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 最初の答弁でも申し上げましたように、まずは、今まで一度も説明を聞いていないという、これはどうのという部分は、いずれにしてもあったわけですね。まずは会社側、事業者側の内容の説明を聞いていただきまして、当然、市民として、周辺住民として、そう

いった中で心配な部分とかというのが話し合いができて、そういった中である程度の合意がなされれば、そういう当然、協定的な部分の中では、その中身をこういうふうにしなさい、ああいうふうにしなさいというところは、当然話の中で決めていただきたいですけれども、そういった一つの、先ほども申しあげましたように、防止協定をどう結んだらいいのか、そういった部分では協力はしていきたいと思っています。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） ぜひこの協定にも市がアドバイスをしながら、ぜひこれは安全のために進めてもらいたいと思います。

そして、もう既に今、建設計画が進んでいるわけですが、この施設の拡張の声が聞こえてきているわけですね。老人会に提出があったとかそういう問題もありますし、それから、これ以外の場所で地権者が土地をぜひそういう施設に手放したいというような、これはまだ確証をつかんでいるわけではないんですが、そういう声が近隣で聞かれるという状況にあるんですが、今度、そういうものが次々に申請をしてくると、1回これ許可をしてしまった以上、ほかの業者も、その基準にのっとった申請であればもう許可をせざるを得ないという状況になってくると思うんですね。

こういうことについて、これがどんどんふえる可能性があるということについてはどういうふうに考えますか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 産廃の処理施設が、先ほども議員もおっしゃいましたけれども、すべてが悪いということではないんだと思うんです。ただ、今その次々にふえるのをどう考えているのかという意味では、さっきの代表質問等の中でも、産業廃棄物の全体の意味合いも出ましたけれども、

要するに、これを言うと誤解されるかもしれませんが、法律に基づいて手順を踏まれると、今の段階では、その県の許可であるという前提の中では、市町村が県に対してその許可をするなどという形にはなっていないというのが現実にはございます。

ただし、今回の今日の一つの事業所については、さきの新聞報道でも2次的な一つの計画みたくのも載ってございましたけれども、そういう部分については、まだうちのほうでは全くその東武事業所とはお話をしていませんので、今後、この今出ている一つの計画の中での部分でそういうお話も事業所からは一応確認はしていきたいという考え方ではおります。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） ぜひそういうことも頭に入れながら、ぜひ積極的に行動してもらいたいと思います。

市民への積極的な情報の提供ということで、実は昨年9月7日に県の認可がおりたわけですが、9月の議会の最中に、9月7日に県の認可がおりているんですね。それで、ずっとその間、議会が続いていたわけですね。そういう中で、なぜ議会で報告がそれできないのか、これを報告しないということは、何かもう隠しているんじゃないかというふうに疑われても仕方がないような状況ですよ。どうしてこういうものが、議会であれだけ反対決議をしていながら報告がないのか、それがもう非常に不思議なんです、これがどうしてなかったんでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 私がそれにお答えするのかどうかあれなんです、意見書を出し、あるいは市民の皆さんが署名活動をしているという、これは県に向かってやっている形ですよ。

私どもは、一つの行政手続に基づいて、一つの流れの中でそういうものも配慮しながらですけれども、やってきているわけなので、申しわけありませんけれども、この辺はそういう運動があるので報告するのか、あるいは行政手続上やっている、もっともとあるわけですね、その産業廃棄物の処分場の計画が出され、事前協議の段階にしているものもありますし、途中で引っ込めてまた出してくるものもありますし、じゃ、それをすべてそういう形の中でやるのかというのは、私が答えることかどうかはわかりませんが、一々の報告というのは今までは、正直申し上げまして考えていなかったところでございます。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 私は、議会で決議して、3月に全員の決議があって、それを県のほうへ提出しているものに対して、それが全く反対の認可が出てしまったということで、それを報告するかしないかという判断をするということ自体が全く不思議でならないんですけれども、この中間処理場建設については、初めから地元住民に対してもほとんど情報の提供というのがないというふうに聞いているんです。地元住民へのその情報提供は余り考えていないんでしょうかね。地元住民も、地鎮祭がもう暮れにあって初めて、9月に認可があったわけですが、地鎮祭をやっているのに、道路を通りながらやっとわかったというふうな状況で、びっくりしているわけですね。

ですから、どうしてそういう情報が提供されないのか、これだけ大きな問題ですから、やっぱり市当局としては住民の立場も考えてもらいたい。もちろん業者の立場も考えるのは当然でしょうけれども、住民の立場ももっと考えてもいいんじゃないかと、どうして住民と一緒にやってこの問題に当たっていけないのかということをお伺いいた

します。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 先ほど来から申し上げますように、市の意見としましては、住民に説明をし、合意形成を図っていただきたいという流れは、当然、意見書を通じ、当然、県からも事業者にはそういう話が伝わっていると思っております。ただし、幾ら事業者側がお話をしたいと言っても、なかなかこれは難しいと思うんですが、区長さんを通じてなり、そういう形で説明をさせていただきたいという話はあるんだと私は思っております。

それともう一つ、全く話をしていないというよりも、ある行政区の総会の中では、ぜひ来てその内容を説明してくれということで、支所の課長が行って、その事業の内容、あるいは経過等を説明したということは実際にもありますし、それが全体の住民の皆さんに伝わったかどうかはわかりませんが、そういう形では一応、総会等に出席させていただいて説明したという経過はございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 一部の人に一度ぐらいいもうそういう説明があったのかもしれませんが、地元住民からは、全く説明がないのでということで、私のところはおくればせながら相談に来て、1月23日にやっと県の環境課に私頼みまして、環境課から説明に来てくれと、県では何をしているんだと、地元住民との話し合いができないのかということで、そうしたら偉い人が2人来てくれまして、そして県北福祉センターでやはり2人出てくれまして、それから西那須野支所のほうからも2人来てくれました。そして、地元の住民25人ほど集まりまして、そして話し合いをしました。それが初めての話し合いのようでしたし、そ

れから県のほうからも、県のほうでは一回も業者のほうに調査には行っていませんと、それから、近隣、現地の調査も一回もしていませんというのをそのときにもおっしゃっていました。

どうしてそんなことでどんどん物事が進んでしまふのかなというふうに本当に不思議なんですけれども、こんな状況のもとで建設が進んでしまつて、市に地元住民を守るという責任が本当に果たされているのかという疑問を持たざるを得ないんですけれども、もう少しその地元住民を納得させるような、そういう話し合いができないものなんでしょうかね、それをもう一度お尋ねいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今のお話ですけれども、1月23日のその内容は聞いております、私も。支所のほうで担当が同席しておりますから。ただ、そのお話し合いが、本当にその施設を設置する一連の手続の流れの中でのお話だったかどうかというのは、私もちょっと詳しくは聞いておりませんのであれですけれども、先ほどから申し上げておりますように、県に確認したところ、そういうことだったという、その県に対しての市がそれをどうなんだということは、ちょっと私も申し上げづらいんですが、そういった意味で、地元住民が県の許可の中でお話を聞きたいということになれば、そういう形は市としても県に対してはつないでいきたい、そういうふうには思っております。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） ぜひ住民とも一緒になつてこれから進めていただきたいと。

それから、この情報公開のことでは、これはちょっと今の直接その中間処理場の問題とは離れるかもしれませんが、地元住民が私のところへ相談に来てから、資料を取り寄せようと県北

福祉センターに行ったんですが、西那須野支所の環境課のほうならすぐに取りれるから支所に行つてくれということだったので、すぐその足で今度は西那須野支所のほうへ行って、どういう申請が出ているのか、いろいろ出してほしいと、見せてほしいということで、そうしたら行政情報公開請求書を出してくれということで、ここへ書いて出したわけなんですけれども、そうしたら四、五日してから支所のほうから2人職員が来まして、これを公開条例の請求による書類を出すのに、大体180日かかると。そんなことやっていたらもう半年後になつちゃうわけですね。そんなことがあるのかということで、とりあえず、じゃ、どれなら取りれるんだということで、先ほどから話している市長の回答書、それだけすぐに取りてもらったという事情があります。

そんな180日もかかるなんてことがどうしてあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今のお話なんですけれども、県が、その副本として市のほうにあるからすぐ取りれるでしょうという見解は、それはだれが言ったかわかりませんが、そういうものじゃないんだと私は思っています。ただ、先ほど議員からお話がありましたように、結局期間がかかるということでそういう話も出たのかなというふうには私はとらえていますが、これはちょっとお話ししますと、要は、先ほどから申し上げているように、この許可までという経過は、計画書がまず出されて、計画書というのはこういうふうになるとするんですね。それによって一つの事前協議を進めていいですよという県の、市からこの事前協議書というものを申請するわけです。それに基づいて、もろもろの一つの内容を県としては審査をしまして、その結果、事前協議書が協議が

終了したので、設置許可の申請ということになってくるわけです。

この一連の経過をすぐ見せろということになるんだと思うんですが、今のお話ですと、住民の皆さんからのお話でということですから。ただし、これは先ほどから申し上げていますように、情報公開としては市のほうの権限のものではないわけです、許可という意味では。そうすれば、どこをどういうふうに見せていくのか、どういうところだったらいいかというのは、その機関である県と調整をしながら一つの整理をしていって出すというような作業が、これは当然出てきちゃう話なので、そういった意味では時間がかかるというような形が実際には今回の場合にはあったんだと思うんです。

情報公開条例からいくと、申請が出されまして、15日以内に非開示か開示かというのを決定して、日にちを決定しまして通知を出す。そういった手続からいけば、できればその3回にわたる意見書を出している部分なら、そういう手続を踏んでも情報公開のあの日に間に合うだろうという形で、そういうこととお話があったんだと私は解釈しているんですが。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） いや、それにしても、余りにも180日というのはもう法外な数字で、これは何としても、それはやっぱり当局で、これは環境課の問題じゃないかもしれないけれども、企画課、総務課、そっちの問題になるかもしれないけれども、こういうことのないようにですね。実はニセコでは情報開示の請求ということで、普通の自治体なら、住民は所定の用紙に氏名、連絡先、内容を書き込むと、問題ないと判断されれば一、二週間後にコピーを受け取ると、これは普通です

よね。ところが、ニセコでは、請求文書は不要だと、一切不要。しかも、すぐにすべてを出すと。そうすると、ほとんど1分以内で出るというんですね。本当にもう情報開示に向けて、もう1分以内でこれをやるんだという姿勢でやっているところも、これは実はあるんです。これは極端なところですけども、やはりしかし、こういうものが住民との間のやっぱり信頼関係にもつながるし、これはぜひ参考にしてもらいたいと思います。

最後に、産業廃棄物施設がすべて悪いとは決して思っていない。この施設も生活に本当に必要であり、本当に有用であるわけです。しかし、ちょっと間違えると、反対のもう社会悪になるというおそれがいつもあるわけです。特に地元住民にとってはこれが大きな不安となるわけでありまして。毎晩眠れないと言っている地元住民も訴えてきています。ですから、この問題については、社会悪にならないように、行政は市民の立場に立って十分な調査と住民との協働を指導していかなければならないと思われま

す。北赤田の当該地区は、高速道路のインターチェンジのわきであります。観光地塩原温泉の入り口でもあります。また、田園空間博物館の真っただ中にもあるわけですね。そしてまた、フロンティアゾーン地区の指定地域となっています。そしてまた、国会移転候補地のど真ん中と言ってもいいところにあるわけで、サンサタワーの眼下に、多分でき上がると見えるようになるんじゃないかと、幾ら工業専用地区だからといっても、当該産業廃棄物処理場が余り調査検討もされないままにどんどん建設が進んでしまうことが果たしていいのかという疑問を持たざるを得ません。もう少し何らかの対策、もしくは処置がとることができなかったらと悔やまれる次第であります。

今後、住民とともに安心安全のまちづくりのた

めに、市当局の一層の指導と取り組みを要望して、この項は終わります。

続いて、男女共同参画に向けてということで、先ほど前向きな答弁をいただきましたが、今ここでこの席から執行部席を見渡しますと、市長以下部課長席には女性が一人も見えないんですね。この世の中には男女が大体半々いるはずなんです、本当に不思議に思います。今までは、この状況が当たり前のよう思われてきましたよね。しかし、今よく考えてみると、本当に不自然な状況であることに気がつきませんか。今さらながら驚かされます。市民の問題を決定して、そして執行していく最高機関の議場の執行部席に女性が全く一人もいないんですから、気がついてみるとびっくりしてしまいます。これが先進国日本なのかなと。

そこで、伺います。

当市の女性管理職は何人いますか、そしてそれは全管理職の何%になりますでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 今、手元に最新のデータはございませんので、届けられましたら早急にお答えをしたいと思います。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 私は、ちょっと古いかもしれないけれども、データを持っているんですが、この那須塩原市は非常に女性の管理職が多いんですね。それで、恐らく県内の市の中ではトップクラスですね。それは非常にいいことだと思います。しかし残念ながら、この議会席には一人もいないということで、それは残念で仕方ありません。

旧西那須野町のときはずっと以前から女性がいたわけですが、ところで、この1月の西那須野地区の新春祝賀交歓会があったわけですが、その名簿には総勢109名の方が参加しております。しかし、その109名の新春祝賀会の中で

女性がたった1人なんです。これもちょっと驚きなんです。その前年までは女性も大勢参加していたんですけれども、これはまさか合併したらこんな状況になったということでもないんでしょうけれども、ぜひ後退しないようにしてもらいたと思います。市長は今後、女性のこの議場席登用の考えがあるかどうか、ぜひ伺いたしたいと思います。また、各種委員会とかそういう新春祝賀会のような場所に積極的に女性を指名していく意欲があるかどうか、伺いたしたいと思います。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 市の人材登用についてでございますけれども、私どもは、女性だから、男性だからということで職員を差別をしてやっていることは一つもございません。そういう意味では、その能力に応じた中で管理職も選定しております。うふうに認識をいたしておりますので、その男女だから、女だからというものでは、職員の中での配置については差別はいたしておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、各種団体でやる事業に参加をするしないは、私どもが関知するものではないというふうに認識しておりますので、その点についてはご理解を賜りたいと思っております。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 先ほどのデータについてちょっとお答えをしたいと思います。現在、那須塩原市の管理職の数でございますが、157名おります。そのうち女性管理職の数が32名でございます。女性の比率といたしましては、20.4%という比率になります。

先ほど市長からもお話がありまして、女性職員の登用、これについては、男女の別なく優秀な職員にあつては管理職として登用していくというのは当然だろうというふうになっております

ので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） ただいまの総務部長の回答で、157名中32名と、20.4%というのは非常に高いパーセンテージで、市の中ではもう20%台というのはありませんね。そして、町で、南河内町が39%、もうほとんどありません。非常に那須塩原市は大勢の管理職女性がいるということですね。

それで、県内のある町のことですけれども、女性の町政に対する参加を推進するために、まちづくり委員会にクォーター制を取り入れたということが最近新聞に出ておりました。条文の中で、男女いずれか一方の委員の数は総数の10分の4以下であってはならないということで、それを明記しているそうです。そして、今後はほかの委員会にも波及させていきたいということです。これはやっぱりすごい英断だと思います。

ヨーロッパなんかでは、多方面でこのクォーター制が取り入れられて、女性でなければわからない問題もたくさんあるわけですね。ですから、男性と女性が一緒になって検討していくということがやっぱり民主主義じゃないかということで、クォーター制がどんどん取り入れられているということで、また、県内の13の市の中で専門の課、すなわち男女共同参画課とか女性青少年課、または人権女性課という名前で、6つの市がその女性

のための課を設けているわけです。それから、2つの市が、専門の女性係を設けております。それからまた2つの市が、女性担当ということでやっております。

当市では女性のそういう係、担当に対して今後どういうふうを考えているでしょう。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 組織・機構関係のお話ですので、当方からお答えしたいと思います。

組織・機構の抜本的な見直しにつきましては、何度もお答えしております。今の内容のご提言も何度もいただいておりますので、肝に銘じましてその点は検討の対象にしてやっていきたいと思えます。

ただ、今の段階で、じゃ、その係をつくる、この係をつくと個別的に言うのはいかかかと思えますので、全体の中で検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） では、肝に銘じて対処したいということに期待をしたいと思います。

平成18年度予算の中で、男女共同参画社会の形成促進として、18年度の予算を450万という高い数字がとられています。そして、男女共同参画計画策定、男女共同参画条例制定ということであります。これは大変うれしいことです。

条例制定、それから計画策定、これはもう18年度中にできる予定なのでしょうか、この辺の目標をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 条例、計画につきましては、現在、庁内の推進案で検討しまして、今素案づくりをしております。これができ上がりましたら、18年度の段階ではその素案に基づいて、

再度、市民のパブリックコメントで意見をいただ
いて、そういった中で18年度中にはつくり上げて
いきたいと、そういう考え方であります。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） これもうれしい答弁で、
18年度中にそれができ上がるということは非常に
いいことだと思います。ぜひ中身のある計画と条
例制定を期待しております。

さて、少子化問題がいろいろと社会、すなわち
経済や税制、それから社会保障、地域の活力など
に影響を及ぼしております。そんな中で、女性労
働力の上昇と子育て環境の改善が非常にクローズ
アップされているわけです。女性が安心して子供
を産み、育てられる環境づくりのために、ますま
す保育園とか、それから児童クラブなどの充実を
ぜひ図っていただきたい。この問題については、
12月議会で児童クラブを中心に詳しく一般質問を
しましたので、これは要望にとどめたいと思いま
す。

次に、18年度の予算書を見ていて、非常にうれ
しいビッグニュースが入ってきました。旧西那須
野町時代から旧町長にお願いしてきた、そのドメ
スティックバイオレンス支援団体に対する補助金、
これが今回予算化されたわけです。初めてのこと
で非常にうれしく思います。

夫の暴力から女性を守る、また子供や幼児の虐
待から子供を守るシェルターの活動は、非常に大
変な仕事なわけです。時には非常に危険なことも
あります。この活動は、ある程度は自治体が支援
していかないと、本当に資金面で運営が大変難し
い仕事なのです。今回、那須塩原市が予算づけを
してくれたことで、これから県内全市町村に向け
て、もう既に予算づけを何年か前からしてくれる
市もあったわけですが、しかし、県北で初
めてこれを予算づけしていただいたということで、

県内全市町村に向けて広げていきたいということ
を考えております。

ドメスティックバイオレンスの問題は、もう救
済するというところにきゅうきゅうとしていて、基
本的にその暴力をなくすと、前向きそのなくし
ていく運動というのが本当は大事なわけですが、
なかなかその後者のほう、なくしていくよ
うな前向きの運動までは至らないのが現状なん
ですね。これからもぜひ市当局の支援の続くこと
を切望して、この項は終わります。

それで、男女機会均等ということは、男女が本
来は自然に半々になるのが本当は理想であるわけ
ですが、行政が仕掛けをしないとまだまだ
女性が参加できないという現実があるわけですね。
男女は同じという考えではなくて、それぞれの個
性、能力を発揮しながら個人の権利を尊重してい
く、ノーマライゼーション社会を築いていくこと
が本当に大事なことだと思います。男女共同参画
社会は、文化のバロメーターでもあります。

那須塩原市が一層レベルアップすることを期待
して、私の一般質問を終わります。

○議長（高久武男君） 以上で30番、金子哲也君の
市政一般質問を終了いたしました。

—————◇—————

◇ 眞 壁 俊 郎 君

○議長（高久武男君） 次に、3番、眞壁俊郎君。

〔3番 眞壁俊郎君登壇〕

○3番（眞壁俊郎君） どうも皆様、こんにちは。

議席ナンバー3番、眞壁俊郎でございます。さ
わやかにやりたいと思います。どうぞよろしくお
願いいたします。

日本においては、昨年来、あらゆるところで安
全安心に関する事項が崩壊しております。昨年12

月に起きた今市での女兒誘拐殺人事件はいまだ解決されず、最近においても幼稚園児が登校中、別の親に刺し殺されるという事件など、毎日のように殺人事件や凶悪犯罪が発生しております。また、住むということでは耐震偽造の問題、アスベストの問題、食ということではアメリカ産牛肉輸入の問題など、生活に密着した数多くの問題が発生しております。

世界を見ると、地球規模の環境汚染問題が大きな話題となり、特に炭酸ガスなどの増加による地球温暖化の問題は、差し迫った緊急の課題となっております。

このような中で、今回質問をいたします子供の安全安心の対策につきましては、子供を持つ親にとってはもちろんであります、多くの市民にとっても重大な関心事でございます。

また、ごみ処理基本計画につきましては、総事業費約130億円の事業であり、那須塩原市にとっては近年の最大事業であります。循環型社会を形成し、次の世代にバトンタッチしていくことは、21世紀の初頭を生きる私たちの責任であります。

市民にわかりやすく情報公開をするのはもちろんであり、多くの市民が関心を持ち、人と自然が触れ合う安らぎのまち那須塩原市ができることを希望しまして、2つの項目について、通告どおり質問させていただきます。

まず最初に、学校などの安全対策について質問いたします。この項目につきましては、先日の会派代表質問においても回答をいただいているところでございますが、通告に従い各項目について質問いたします。

1番、通学路の見直しなどについてどのように実施しているか、また今後どのように実施するのか。

2番、安全な登下校の方法についてどのように

実施しているか、また今後どのように実施するか。

3番、安全教育の推進についてどのように実施しているか、また今後どのように実施するのか。

4番、不審者情報などの共有についてどのように実施しているか、また今後どのように実施するのか。

5番、警察との連携についてどのように実施しているか、また今後どのように実施するのか。

6番、安全対策への予算についてはどのようになっているか。

7番、安全安心パトロール隊などの設置状況、また今後どのように設置を図るのか。

8番、安全対策のため、先生など学校関係者が大変忙しくなっている現状であるが、今後どのような対応をするのか。

以上8点についてお伺いいたします。

続きまして、2番目の第2期ごみ処理施設整備事業及び一般廃棄物処理基本計画について質問いたします。

1番、第2期ごみ処理施設整備事業の進捗状況はどのようになっているか。

2番、住民説明の説明内容と住民の意見、要望はどのようになっているか。

3番、生活環境影響調査の評価はどのようになっているか、また環境保全対策はどのように考えているか。

4番、一般廃棄物処理基本計画作成の進捗状況はどのようになっているか。

5番、一般廃棄物処理基本計画ではごみの減量・資源化の推進が大変重要と考えるが、主な施策はどのようになるか。

以上5項目についてお伺いし、1回目の質問を終了したいと思います。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 3番、眞壁俊郎議員の質問にお答えをいたします。私からは、第2期ごみ処理施設整備事業及び一般廃棄物処理基本計画についての4番、5番についてお答えをいたします。

まず、一般廃棄物処理基本計画作成の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、現在検討しているところでありますが、昨年実施いたしましたパブリックコメントに対し、産業廃棄物減量等推進審議会の意見をいただき、広報で概要をお知らせするとともに、詳しくは各支所及び公民館で公表をいたしましたところであります。

今後につきましては、ごみの分別、収集、ごみ袋の統一などについて、廃棄物減量等推進会議で議論をしていただき、平成18年度には一般廃棄物処理基本計画を策定してまいります。

計画を推進していくためには、市民の理解と協力を得ることが重要であると考えておりますので、予定といたしましては、平成19年度には住民説明会の開催、広報等による啓発をしてまいりたいと考えております。

次に、5番目の一般廃棄物処理基本計画でのごみの減量・資源化の推進の主な施策はどのようなものかのご質問であります。計画の基本は、循環型社会の実現を図ることであると考えております。このため、廃棄物の減量・資源化をしていくための施策について、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては、環境の負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、分別回収といった循環的な利用を考えてまいります。

こうした排出物抑制及び循環的利用を徹底した上で、適正にするということを基本と考えており

ます。そのためには、市民、事業者及び市がそれぞれの役割分担を踏まえた取り組みを積極的に行うことが必要であります。

いずれにいたしましても、減量・資源化の具体的な施策につきましては、廃棄物減量等推進審議会の審議をいただき、策定していきたいと考えております。

このほかにつきましては、教育部長、生活環境部長からお答えをいたさせます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 学校の安全対策についてお答えをいたします。

通学路の見直しについて、安全な登下校の方法について、安全教育の推進について、安全安心パトロール隊の設置、今後の対応についての5点につきましては、未来21の会派代表質問の関谷議員にお答えしたとおりでありますので、4番、5番、6番についてお答えをいたします。

まず、4番の不審者情報の共有についてでございますけれども、各学校で把握したすべての不審者情報は、警察と教育委員会へ連絡することになっています。教育委員会からは、市内の各小学校、保育園、幼稚園、公民館、青少年センター、それから子育てセンターと各支局へファクスで送信いたします。さらに、各小学校からは、必要に応じて学区内の自治会長さんや区長さんへ情報提供をいたします。なお、警察からの生活安全ニュースについても同様の処理を行っております。

次に、警察との連携についてであります。これまで警察との連携は密に行ってきておりますが、現在、児童生徒の健全育成のための学校と警察との連携に関する協定の締結に向けて準備を行っております。この協定は、児童生徒の安全確保と非行問題行動及び犯罪被害者の未然防止に向けて、

それぞれがみずからの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、連携して効果的な対応を図ることを目的としており、3月中には締結の予定となっております。

6番の安全対策の予算につきましては、教育委員会の主なものとして、平成17年度は、国の委託事業の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を实践するための424万円と、構内安全対策のため門扉やフェンスの設置費として3月補正予算で1,984万円を計上してあります。平成18年度は、スクールガード、防犯パトロール車の運行等に係る学校安全推進費として476万円を計上してあります。

以上です。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 私のほうからは、第2期ごみ処理施設整備事業及び一般廃棄物処理基本計画についてのうちの1番から3番までについてお答えします。

まず最初に、第2期ごみ処理施設整備事業の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

平成17年3月に建設用地を取得しまして、これまでの実績や安全性などを考慮した処理方式、ストーカー方式プラス灰溶融炉を選定したところがあります。現在、施設本体等の発注仕様書の作成業務、それから敷地造成の設計作業を進めているところであります。

平成18年度につきましては、実施設計等の作業を進め、熱回収施設工事、リサイクル施設工事について発注する予定となっております。

2点目ですけれども、住民への説明内容と住民の意見、要望についてお答えいたします。

説明の内容につきましては、ストーカー方式プラス灰溶融炉の仕組みや生活環境影響調査結果等であります。

次に、住民の意見、要望ですが、収集、運搬による交通渋滞対策、安心で安全な施設の建設などの意見がありましたが、6自治会の自治会ごとの意見交換は今回初めて行ったものでありまして、今後2回程度実施したいと考えております。そういった中で意見、要望を取りまとめていきたいと考えております。

3点目の生活環境影響調査の評価と環境保全対策についてご質問であります。生活環境影響調査の評価につきましては、廃棄物施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査を実施し、及ぼす内容、程度、範囲などについて、その予測及び評価を行うものであります。那須地区広域行政事務組合が平成16年10月から平成17年9月までの1年間、大気質、土壌などの項目について調査したもので、すべての項目について、本事業における環境への影響は小さく、環境保全についても十分配慮されている結果となっております。

また、環境保全対策といたしましては、環境に配慮した熱回収施設を計画しておりますし、施設整備用地は、全敷地面積の26%として、残りの森林は保全していきたいと考えております。

これまで施設建設に関して専門的な立場から当該場所の保全、保護を検討するため設置しました動植物保全保護検討委員会などにより、動植物実態調査等を実施してまいりましたが、稼働後においても引き続き調査を実施し、自然環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） それでは、順次再質問したいと思います。

まず、学校関係の安全の問題でございますが、この問題につきましては、一昨日の会派代表者の

質問の中で、質問、回答はほとんど出尽くしておりますが、若干のすき間をつきまして再質問したいと思います。

まず、通学路の安全マップの作成についてでございますが、これはほとんどの学校で新規にまた作成、また再整備をしたということでございましたが、この作成した、また再整備をしたというのは、だれが実施したのかお聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 安全マップの作成については、学校、つまり児童生徒及び教職員ですね、それから保護者の方、PTAの関係、あるいは地域の方、場合によっては警察といったところの協力を得てつくっております。

以上です。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

先ほど学校の先生だけがつくったのかなと私ちょっと思っていましたので、そんなことはないということでございますので、これは了解したいと思います。

やはり子供がつくるということで、自分の身を守るというような形を非常に勉強するというような形で、このスタイルは非常にいいということで、ぜひ今後とも実施していただきたいと思っております。

このマップの活用方法については、どのように活用していくかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） まず、校内に掲示したり子供たちに知らせて、学校内の子供たちに十分啓発をするということを基本に置きまして、そのほか保護者や地域に配布をして、協力をもらったり啓発をするといったところです。

それから、当然のことながら、そのマップを活用して子供たちの教育活動に直接役立てるといったことで、活用しております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 了解いたしました。

続きまして、安全対策としてスクールバスの新規の導入は考えていないということでございましたが、現在あるものの活用について、安全対策としてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） スクールバスの活用につきましては、基本的には遠距離通学に対応するというのでやっていきたいと思っております。バスによっては若干の余裕があるところはありますけれども、しかし、それで動き出しますと、いわゆる子供を守る運動等の混乱、それからスクールバス活用の混乱と、その辺の境界線が全くなくなってしまうという部分がありますので、現在のところ、スクールバスを子供の安全を確保するために活用する考えはありません。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 行政の運営につきましては、今、決まりとか、なかなか公平公正じゃない。こんなことを盾にと言っちゃおかしいんですが、そんなことでできないというような話を私もいろんなところから聞いております。私は、これは多分間違いだと思っております。この場合、ぜひ安全を最優先に、真っ先に考えるべきだと私は思っております。

行政の運営は、公正公平に実施することは、これは間違いのないことであります。しかしその前に、これからは住民のサービスを最初に私は考えるべきだと思います。那須塩原市においても、審議会などを設置しまして、今まさに行財政改革を実施

するところでございます。本当にこの行財政改革というのは、住民の声に真摯に耳を傾け、職員の意識を変えることが非常に私は重要だと思っております。

このことにつきまして市長はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） ただいま眞壁議員からは、安全とか職員の考え方ということでございますけれども、当然、安全を最優先にするということは、十分私どもも理解をいたしております。しかし反面、行政でございますので、当然、公平さを保っていかなければならないというのも現実でございます。確かに学校から近くとも危険な場所もございますし、遠いから危険だという考えばかりではないというふうに私どもも認識はいたします。そういう中では、やはり行政負担というものも当然あるわけでございますし、そういう面では地域の皆さんの力を借りながら安全を確保していくという方向で努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

私は、今市市の現場を先日見に行っております。まさに学校から1kmも離れていないというようなところで、今は伐採などをしてかなりきれいになっていると、また街灯なんかがついているというような状況で、大変、那須塩原市には本当にこれはいっぱいたくさんあるなというようなところがございました。

特に私が感じたところは、かなり住宅のほうもあるんですが、大人の方の姿が全然見えないというような状況でございました。やはりこれから安全、防犯という形の中で、地域の活性化も含めな

がら大人の方がぜひ外へ出てきていただきたいな、このようなことをちょっと思った次第でございました。ぜひよろしくお伺いしたいなと思っております。

続きまして、子供を守る家、これなどが設置されていると思っておりますが、全国で131万か所あるそうです。その中で1年間に警察への避難の通報があったという件数が、わずか20件ということでございます。まさに設置はされているが活用されていないということでございます。那須塩原市も多分たくさんあると思っております。これのうまい活用ができれば、地域の安全はかなり高くなると思っておりますが、このところの活用についてはどのように考えていますか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 那須塩原市内には全体で1,500軒以上の方が、この運動に協力をしていただいております。今、議員がおっしゃったように、実際にその家に逃げ込んできたという例は今のところありません。ちょっとトイレ貸してくださいとか、そういう事例は若干あるんですけども。それは結果として幸いなのかなということではありますが、何よりも、1つは、そういう看板がたくさん出ているということは、このうちに人がいますよと、いつこのうちから出てくるかわかりませんよ、ある意味抑止力という効果が大きくあるというふうに考えております。

2番目は、今回、そのような事件が発生した後、市からはその1,500軒の協力して下さっているお宅にはがきを出しました。基本的にはうちにいますよ、大体いるよという人が協力して下さっていますので、できれば子供たちが登下校のときにちょっとうちの前へ出て声かけして下さいますか、ご協力よろしくお伺いしますというふうなはがきを出して、協力を呼びかけております。

その結果について、何人ありましたという報告

は求めておりませんので、承知しておりませんが、心強い子供たちの味方であるというふうを考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 今の件なのですが、やはり子供たちにぜひその安全を守る家ですか、こちらを訪問させていただくということが、非常にこれは重要になるかと思えます。なかなか、あそこに看板はかかっていますが、一回も入ったことがないという形になりますと、本当に危険になったときに飛び込めるのかというのが非常に心配になると思えます。その辺のところをぜひ一度考えていただきたいと思えます。これについては回答は結構です。

続きまして、安全教育の関係でございますが、事件をきっかけに、命の授業というようなのが広がっているようでございます。授業で、広島、栃木の事件をどう思ったか、犯人はどんな人と思うかなどについて、家の人と話して宿題を出したと。翌日「犯人はどんな人だろう」と尋ねると「寂しくて友達がない人」、「人の命などどうでもいいと思っている」などの意見が出た。「なぜこんな事件を起こすのか、なぜ小学生をねらうのか」と問うと「寂しさを埋めようとする」、「小学生が弱いから」との答えが返った。その上で「どうしたらこういう人をなくせるのかな」と問いかけました。「罪を重くする」、「いや、それじゃ、なくならないよ」、「子供のときから大切に育てる」、「いじめをなくす」などの発言があったそうでございます。自分の身を守ることを教えながら、成長してどんな大人になろうかという、考えさせられる授業であります。

教育長にお尋ねします。このような授業をどのように考えるのかお聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 子供たちが、大人に対してやはり信頼感を深めていくということは、大切なことであります。同時に、そうした子供に危害を及ぼす大人もいるということで、社会に対する一つの警戒感というのか、自分を守る意識ですね、そういうものも反面では育てていかなければならない、そういうふうになっているわけですが、生命を尊重する、命を大切にすることというのをいろいろな角度から教育を進めておりまして、道徳という教科時間だけではなくて、各学校とも読書等、それからいろいろな生き物を飼育したりして、生命尊重の教育を進めているわけですが、今後、この社会の中で子供たちが安心して生活するための具体的な対策については、総合的に今後検討していきたいと、こう思っております。

はっきりした回答にならないかもしれませんが。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） どうもありがとうございます。ぜひそういう教育を実施していただきたいと思えます。

続きまして、安全対策のほうでございますが、先生の安全対策の教育についてはどのように実施しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 先生のためでしょうか。

これは、今、基本的には学校内の校内の安全対策ということが1つございますね。ですから、このことについては、いろいろ厳格にやっている地域もあるわけですが、本市としては、この学校の周辺をできるだけ安全に保つということで、門扉とかフェンスとか、そういう学校周辺のその不審者を防ぐ対応をしていると。それから、玄関に訪問者を個別に記録させる、受付簿というか、訪問者の名簿を記載するものが用意されておま

す。

そういうことで、できるだけ学校に不審者が直接入らないように努めているわけですが、ガードマンとかそういうものがあるわけではありませんので、危険は存在しております。ただ、できるだけ複数で対応するというので、学校側に注意を喚起しているわけです。

そのほか、防御用のネットランチャーのような、さすまたとか、そういうものは予算措置をして各学校に配置してございます。

学校の職員がどういうふうに対応していくか、教師自身の命をどういうふうにするかということは、防犯教室等で警察の方の講習を受けたりして校内でのそういう研修を進めております。

それから、今、今度特に問題になっている、校外に教師が出てかなり行っているわけです。そういう時点での教師自身の身の安全ということについては、今のところ具体的にこうなさいという指示は出しておりませんが、危険を感じたときの対処の方法等については今後検討していきたい、こう思っております。スクールガードリーダー、そしてスクールガード、そういう組織も立ち上げておりますので、学校全体でそうした教師の安全を今後検討していきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） そうですね、安全対策の教育ということで、保護者ですか、できれば学校でそういう対策の教育、先生がやっているようなこと、防犯の対策を子供に教えるとか、そういう場合にぜひ、その訓練とかやっていると思うんですけども、それを保護者に見せるということで、学校、保護者双方で非常に危機意識を高めるといって効果が出ているそうですので、ぜひその辺も考えていただきたいと思います。

もう一つは、今度、新入生、1年生が入ってく

ると思いますが、こちらに対する安全教育についてはどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 新1年生に対する安全教育、基本的には、今までは交通安全教育で済んでいたんですけども、ここへ不審者からの身を守る安全教育もつけ加えなくちゃならないということになります。この前も答弁の中でお話し申し上げましたけれども、つまり、登下校の中で保護者がしっかりと、子供たちが通る通学路を自分で点検する。その中で当然、学校の安全マップも活用する。それから、子供を守る家があるわけですから、それを一つ一つ点検する。そういった活動について、学校、PTA、保護者が、交通安全も含めて実際によく確認をする。当然のことながら集団登下校を行っておりますので、そのルールについても再確認をするということになります。

以上です。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

そうですね、かなり細かい教育をしていただけているというところで、安心したいと思います。

続きまして、不審者情報の共有化のほうでございますが、現在、ファクスで連絡体制をしているというような状況で、私、たまたま夏休みですか、不審者が出たというようなことで学校にファクスが来たというような中で、学校から保護者に夏休みだからどうしようかというような形で、たまたま行ったときに、この場合ですと、本当に保護者にはほとんど通じないというような状況だったかなと思っております。

今市におきましては、不審者情報のメールの送信を開始しております。先日の新聞のほうにもありましたが、登録が1,000人を超えて、3割を超

えたというような状況がちょっと出ていましたが、多分、今はもっとふえているのだと思いますが、また、子供に携帯電話を持たせると、この辺も許可しているというようなところで、今の2つにつきましてどのような考えがあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） デジタル機器を使った不審者情報の交換ということについて、その効果など今後検討させていただきたいと思っておりますけれども、とりあえず今、栃木県警察本部のホームページを開きますと、不審者情報が公開されているんですね。今日の分は見てきませんでしたけれども、1週間ぐらい前、残念ながら那須塩原市の中でも5件の不審者情報が載っています。そういう時代にもなっておりますので、そういうこともあわせて検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ぜひ検討していただいて、今まさに情報時代というような中で、お願いしたいと思っております。

続きまして、警察との連携については、3月ですか、協定書を結ぶというようなことでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

8番の項目の、学校関係者が大変今忙しくなっているというような状況の中で、学校の現場においては、いろいろな対応を実施するに当たり、教育現場での人員不足が当然問題になってきていると思っております。今、若年者の雇用がなかなか難しいというような状況でもあります。正職員というのは非常に難しいかと思っておりますが、臨時職員の増員、この辺についてはできないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 学校安全という意味の臨時職員の確保、あるいは警備員の確保とか、そういうものなんだろうと思っておりますけれども、その部分について、今増員して学校の安全を守るといふような考え方は今のところ持っておりません。校内の安全を守るといった中で、地域の人たちが校内の中で学校教育活動等を連携しながら、あわせて校内の安全について目を光らせているというふうなボランティア活動まで発展している地域もありますので、そういったことについては大いに検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時56分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ちょうど締めの部分で切れまして、締めから始まるというのもちょっと締まらない話なんです、最後になります、子供を守る安全安心なまちづくりには、地域住民の全体の力が必要でございます。そして、地域の力が一丸となったとき、安全安心なまちができるのだと思っております。このことは、那須塩原市の大きな施策の柱でもあります。地域の人一人でも多く防犯活動に参加しやすいような環境をつくっていただけることをお願いしまして、次のほうの質問に入っていきたいと思います。

それでは、ごみのほうの関係の再質問に入りたい

と思います。

進捗状況につきましては、先ほど聞いて、ある程度わかりました。ここのちょっと段階の中で、住民の同意というような形の中で、今後どうするんだというようなところでございます。ごみ施設建設においては、立地場所、近郊の住民の理解と協力が大変重要であります。また、理解、協力を得ることは大変難しいことだと思っております。

施設建設の必要性を住民が理解できるだけの対応や情報の開示、また住民参加の手法などは、計画段階で組み込まれていることが多分必要だったんだろうと思います。しかし、今までの施設建設の進め方につきましては、そこまでしっかりした対応とは思いませんが、今後、住民の同意を求めるのに対して、どのような対応をするのかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今、対応をどうしていくのかということですが、その前に、確かに計画の段階でもうちょっとお話ができればというのは私どもも思っております。ただ、建設の予定地がなかなか決まらなかったというようなところもありまして、なかなか住民にそういう十分な話ができなかったという経過はあるんだと思っております。

今後の対応なんですけど、先ほども答弁しましたように、今、周辺住民としては6行政区ですね、塩原地区が3行政区、あるいは黒磯地区が3行政区、これは施設建設の周辺の住民の自治会といいますか、行政区として初めて1月に各自治会ごとに説明会に入りました。先ほども言いましたように、これから各自治会にもう2回程度は入っていききたいと。これは1つは、具体的に公示の内容が決まっていきますので、そういうふうな段階での説明と、それから実際の施行の一つの部分として

は説明を十分にしていきたいと。その中で、先ほど出ました同意的なもの、あるいは環境保全の協定等のお話を意見交換していきたいと。そういった中で、それぞれの自治会の要望等もその中で聞いていって、整理をして実行に向けていきたいと、そんなふうを考えております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 今、同意のほうと協定のほうですか、結んでいきたいというようなことでございますが、これは同意を受けられない場合は、この公示については進めないというような考え方でよろしいですか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） これは十分説明して、理解をいただくというのが前提で、得られなかったらやらないというのではなくて、得られるように努力していきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） はい、わかりました。

なかなか本当に同意を受けるのは多分難しいと思っておりますが、ぜひ早急な対応というか、解決じゃなくて、ぜひ長い目でお願いしたいと思います。

続いて、次のほうの質問に入りたいと思っております。ごみ処理施設の建設の総工事費が約130億円と言われております。この中で主な事業の概算についてお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 概算費用としては、前々から約130億、140億、用地費の取得からすべてで140億というような話をしてきましたけれども、現時点での具体的な部分では、18年度の予算という形の中では、全体の費用としては100億強なのかなと、百何億程度なのかなと。これは内容を申し上げますと、熱回収施設、これはごみ処理の本体ですけれども、それとリサイクルセンター

ですね、それから造成工事と、そういった中で約100億強なのかなというふうなことで広域のほうからは聞いております。

18年度の具体的な形で申し上げますと、今回、広域に対する負担金としましては、17億9,583万7,000円というようなことで、18年度の広域に対するごみ処理施設としての負担金を計上しているところでございます。これの主な内容ですと、熱回収施設につきましては、18年度の工事の工程の中からいきますと、約15億7,560万、広域のほうでは予算の中で考えております。それから、リサイクルセンター、これにつきましては、4億7,800万ということになっております。それから、単年度での事業になりますけれども、造成工事につきましては2億というような形で広域のほうでは予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 概算で100億程度というふうな中で、1つだけちょっと確認したいのは、他の施設というか、ほかだと温泉とかプールとかそんな施設もつくっている場所もありますが、そんな関係については予定しているのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 具体的な意味で今、温泉、プールというふうなお話が出ましたけれども、今回の今の段階での考え方としては、その先ほど申し上げましたごみ処理施設の熱回収施設というような言い方をしているんですが、これはごみを処分した場合に出る熱エネルギーを電気に変えて、例えばその施設内での利用をするというような基本的な考え方にありますので、そのエネルギーをプールに回すとかということろまではないのではないかなという形で、広域等の中では話を

しているところでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 地元の説明会の中で、温泉的なものをつくってくれとかといった話は出てくるかと思っておりますので、その辺につきましては、やはりこれからの私は問題かなと思っておりますので、ぜひ住民のほうの意見も聞いていただきたいと思っております。

続きまして、計画の段階というか計画で、平成18年6月ころから建設工事、造成工事に入っていくたいというような、今、計画になっているかと思いますが、先ほどもちょっと申し上げたんですが、住民への説明ですか、この辺が二、三回今までやっているというような状況の中で、説明の時期もちょっと遅かったなというようなところの中で、また説明の内容も私、若干聞いております。なかなか、はい、オーケーですよというような説明は全然いただいていないような、私は気がしました。

そのような中で、今後の説明、二、三回やるというような形でございますが、実際やはり同意というような形をとらなければいけないと思うんですが、この辺をしっかりともう一度、どのようにやるのか確認させてください。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 広域等のほうと今お話をしているところなんですが、具体的には、先ほど言いました6行政区、これを各行政区ごとに6回、これは、それを先ほど言いましたように2回程度やりたいなど。その意見の交換によってはおもっとふやす必要はあるんだと思っております。

各戸に、なぜ行政区に入っていくかといいますのは、それぞれのその建設の場所からいっての条件がちょっと違う状況もあると思っておりますので、そ

うといった意味で、その環境保全協定なりを結ぶ上で、それぞれの行政区ごとに入って意見を聞きたいというようなところで、もう2回程度はやりたい。それで終わりではなくて、そういった中で意見等々をまとめた上で、全体的なものというのもまだまだやっていく必要があると思っています。これは、2回やったから終わりというのではなくて、その意見交換の状況によっては、もっともっとその話し合いをしていくというようなことは、広域とともに考えていきたいと思っています。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 6行政区につきまして、ばらばらに今やるというような中で、今、条件が違うというような中で、その条件の違いというのはどんなところが出るんですか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 条件といってもちょっとあれなんですけど、要は、建設予定地からしますと、例えば黒磯側ですと北側になる鴨内なり、湯宮等の1年間の気象条件とか、あるいは位置的な部分とか、あるいは折戸、遅野沢、墓沼というような形の、ここの一つの設置される施設の位置からいくと、いろんな意味で状況が違うのかなと、そういったところから、いろんなその各戸の各行政区の意見をまず聞いていこうと、それぞれにですね。そういった中から始まったという意味での条件というようなことなんです。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ちょっとわかったような、わからないような。

私は、6行政区をわざわざ別でやるというのは、これは、おかしな意味では聞いてほしくないんですけども、1つが、ここがオーケー出したよという形になると、それを使いまして、あそこは

オーケー出したからあなたのところはどうするんだというような、ちょっと若干イメージがありましたので、その6行政区を2回という形は、私は、それも一つの手かなと思いますが、全体の中でもやるというような形がありますので、ぜひ全体の中でも何度か説明会を私は実施していただきたいと思っております。これは希望で言っておきます。要望としておきます。

それで、地元の要望の関係でございますが、ごみ処理施設につきましては、まさに迷惑施設というような受け取られ方をしていると思います。まさに周辺の住民の受け入れには困難を来しております。このような中で、自治体においては建設に際して、地元への還元の施設とか、地域の振興の支援、こちらを積極的に取り組むべきだと思いますが、この辺についてはどのように思いますか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 地域の、先ほど申し上げました、まず、今、具体的に行政区単位に入っていくというのは、それぞれの要望というのがあるんだと思っています。そういった意味でも、意見交換をしていく中でまとめていきたい。当然、全体の中でそれを調整していきたいと思っております。

各戸の行政区に入ったというのはまだ1回目ですので、具体的な相違、要望等についてはまだ漠然とした部分というのは出てはいますけれども、これについても整理をして、意見交換をして、今言ったように何でもやりますというわけにはいかないとは思いますが、その辺は住民と話をしながら、これは具体的に今度そういう周辺のいわゆる整備的な部分ですね、そういったものについては、これは広域というよりも那須塩原市が進めることになるかと私は考えていますので、十分話し合

いをして整理をしていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 多分、今、部長がおっしゃられたとおり、これからそのいろんな整備につきましては、広域じゃなくて那須塩原市、こちらがやはり責任をとるといような形に私もなるかと思っております。

その辺につきましては市長はどのようなお考えがあるか、お伺いします。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） ただいまの質問についてでございますけれども、この事業主体は、皆さんもご案内のように、那須広域でやるということで決定をいたして進めておるところでございます。当然、この第2期工事につきましては、合併しました私どもの市が1つでございます、当然、地域の整備等の要望につきましては、本市がやるという考え方に変わりはございません。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

ごみの収集車が1日300台ぐらいということを知っております。この地域、やはり子供の通学路などがあります。また、道路などがかなり整備されていないというような状況のところがありますが、この道路の整備についてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 先ほど申し上げました、各戸に1回目に入ったわけですが、中でも一番その総体的な懸念というのは、それぞれの行政区でその交通量の増大に対するこの心配というのが、大きな意味では、話としては出ております。これは道路をどうするのかというこ

ともあるんですが、そういった意味では、例えば市道でしたらば所管課等、そういう所管部とそういう協議をしながら、交通安全というか、交通量増大については考えていきたいなというふうには思っております。

ただし、今、収集のルートというのがどういうルートになるのかということもありますし、そういった意味では、先ほど申し上げました周辺整備的な兼ね合いとも一応あわせた形の中で、事業としてとらえるものはとらえて、所管部と協議をしていきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ぜひ住民の方の要望を聞きながら、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、生活環境影響調査のほうの関係でございますが、大気質、土壌の結果につきましては、勧告基準内を大幅に下回る大変環境のよいところだなと私は思っております。

湯宮、鴨内地区につきましては、生活用水、飲料水も含めまして裏の山から引いているということでございます。また、この近くには、ほかの地区の水道の取り入れ口もあります。そこの取り入れられている水源が、ちょうど山の500m付近というような形の中で、煙突とちょうど同じ高さというような形になってくるのかなと。ちょっとこれはイメージなんです。

その辺の関係で、河川の水質調査、こちらもうちょっと始まる前にぜひ実施していただきたいと思いますが、この辺はどのように考えていますか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今回の環境影響調査の中でのポイントというのは、計画の中で決めていたところでございます。これは現状の環境に対する基準がどうなのかと、あるいは予測してど

うなのかと、そういうふうな調査ですので、それをもとにした形で、これから住民と話し合いをして、もっともとその要望によっては、いろんな調査のポイントというのをふやすことにもなると思うんですが、今のお話のその河川については、事業実施であります広域のこともお話しして、やれるという形の中であれば、やっていただくように話をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） やっていただけるようなというようなお話なんです、実際に水を今飲んでいまして、非常にここは住民が一番心配するところだと思うんです。これは住民がやってくれと言うからやったとかというようなお話だと、私はちょっと住民は納得しないんじゃないかと思いますが、ぜひ私はやっていただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今、最初に申し上げましたのは、住民の要望があればもっとも、その影響調査でやった調査の場所をふやしていきたいということが一つだということと言ったわけなんです、今出ましたその水源の調査については、広域のほうとも話しまして、今の時点でやれるという形があれば、やれるというのは、予算がどうなっているかというのもちょっとあるものですから、その辺も加味して、ぜひやるような形の中で考えていきたいと思います。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ぜひお願いしたいと思います。

この地区、水道を引いていないというような中で、水道の設置については何か考えていることがあれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 水道部長。

○水道部長（君島良一君） 水道の拡張につきましては、第5次拡張事業の中に実は入っているわけですが、地形的に相当高いところの位置に位置するわけですので、また、今回の焼却場関係の用水とも絡みまして、生活環境部のほうと相談しながら今後計画してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ぜひ私のほうからお願いしておきたいと思います。

続きまして、ダイオキシン類の人への摂取についてでございますが、一般に大気からダイオキシン類が移行した野菜、あるいは肉などを通じ、人の口から人の中に入ってくるというそうでございます。口から入るのが90%ぐらいと多分言われていると思います。

当該地区は非常に農業が盛んであり、特に酪農、水田、野菜、多くのところでつくっております。住民にとっては、ここが一番まさに心配しているところだと思います。土壌の調査については、今回2か所調査してありますが、先ほど言いました農地の調査とか、また農業生産物の調査をぜひともこのごみ処理場ができる前にしっかり調査する必要があると思いますが、その辺についてはどのように考えていますか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 基準からいきますと、今回の施設につきましては、1ナノグラムですか、基準からいきますとですね。国のガイドラインからいきますと0.1ナノグラムと。環境保全協定等々の中でいけば、それを下回る形の中で、当然、その運営管理をしていくというような措置になっていくのかと思っております。

そういった中で、当然、その施設ができたことによって影響があったのか、あるいはどうなのか

というのは、これは事前に調査をしなければならないという部分でございます、比較をするためにはですね。そういった中で土壌を2か所やっているんですが、今言ったお話を広域のほうにも伝えて、そういうふうな調査をやるかどうか、私がやりますと言っても、これ何とも言えない話なものですから、そういうお話があったというようなことで、そのやる方向でとらえてお話をしたいと思っています。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） まさに前向きというような話で聞いておきたい。ここに関してはぜひ、やはり一番最初のポイントがなければまさに前には進まないと思いますので、これは絶対やるべきだと思っています。

次ですが、公害防止の協定書関係でございますが、これを結ぶと思うんですが、そのときに環境汚染など違反があった場合、どのような対応を図るのかということと、今のこういうごみ処理施設に関しては、環境の、住民と行政が一緒になって環境モニタリング、また施設の運用をするのに、その運用を監視するシステム等の構築などが行われております。この辺についてはどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） まさにそのとおりのなだと思っています。先ほどの保全協定におきましても、これからの話し合いの中では、先ほどの話もあわせまして、当然、その調査の内容、あるいは場所、それに対する報告、あるいはその施設のいつでも住民が立ち入りができるような状況とか、あとはいろんな意味で、その一つの要望、あるいはこちらの信頼関係が築けるような、その保全協定なり対策的な部分で、住民と一緒にやっていくというような形で考えていきたい、そうい

うふうに思っています。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ぜひとも本当によろしくお願ひしたいと思います。

現在、ごみ処理施設につきましては、単なる廃棄物の中間処理施設の役割だけじゃなくて、まさに循環型社会の構築の教育の場であると思っております。したがって、あらゆる人が集まり、そこで働くことを考えなければならないと思っております。そのためにも、アメニティー施設、温泉とかそういう施設だけじゃなくて、ハンデキャップのある人が受け入れやすいようなユニバーサルデザインの仕様をとっていただけることをぜひお願ひしたいと思います。

続きまして、ごみ処理基本計画について質問いたします。

計画策定の趣旨であります。廃棄物処理法に基づき作成するもので、那須塩原市の区域内から発生する一般廃棄物の処理について、長期的、総合的視点に立った基本事項を定めるものである。この趣旨の前に、当然、計画の策定の背景があるわけでございますが、近年、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会が、国民の豊かで便利な生活を支えてきた。一方では、この社会経済により、自然環境の破壊や地球温暖化、資源や食糧の枯渇などが表面化し、地球環境の破壊、さらには人類存亡の危機などへとつながることが懸念される。これにつきましては、那須塩原市のごみ処理基本計画の素案に書かれていることであります。そこで、伺います。

ごみ処理基本計画の素案に対するパブリックコメントがありました。その中で、廃プラスチックの分別、資源化は絶対必要などの意見、資源化できる、できないの分け方にし、市民の意識も変える必要があるなどと、多分意見があったと思いま

す。プラスチック容器を燃やすと燃やさないにおいては、燃やさなければ、ダイオキシン類、これが大幅に削減できると言われています。また、容器包装リサイクル法で、消費者は分別収集に協力すること、市町村は容器包装の分別収集に努めること、事業者は再商品化する義務となっております。法律でうたっていることであります。

さきにも述べましたが、建設周辺の住民におきましては、このダイオキシン類の発生については大変心配しているところでございます。今後、ごみ処理基本計画の中で、プラスチックの分別の資源化については多分、今検討しているというような、広報に今出ておりましたが、この辺を部長はどのように考えるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 確かに今の循環型社会を形成するという意味では、要するに今まで燃えるごみと言っていたものを、資源にできるもの、そうではないものというのは、確かに私としてもそれは十分認識しております。ただし、実際の問題として、これを実践するのは事業者であり、事業者というのは、要するに生活をしている中で、の事業所であり、あるいは市民なんだと思っております。

このときに、今のその容器包装リサイクルと出ましたけれども、確かにうたい方はそうなんです、実態としては、今は市町村がすべて分別をしたものを経費として大多数を見ている部分なんです。こういったものを本当に国がどうしていくのか、そういう確立も踏まえないと、例えば燃えるごみとは言わないで資源化、あるいはそれ以外のものというような形の分け方というのは思うんですが、これを実際に実践するというのは、パブリックコメントの中では、これは収集、

分別の分別の方法に入ってきている中だと思いませんけれども、要するに例えば塩原がやっている4種10分別がいいよというような意見もありますし、今、黒磯地区がやっている7種分別がいいよというような意見もございます。

そういった中では、私は理想としてはそういうふうに思いますけれども、実際に取り組む住民という方にどういうふうに協力がいただけて、理解ができるのかということも、今回の基本計画の中では十分、審議会等で議論して決めていきたいと、そんなふうに思っています。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 十分に考えていくということとでございます。最初のほうの言い回しになると、住民ではできないんじゃないかというようなイメージがちょっと起きましたが、水俣市においては、ちょっと何項目かは忘れましたが、かなりの分別というような形の中で、住民がしっかりそういうことをやっているところもあります。

先ほども、最初の趣旨のほうにあります、やはりこれから資源、非常になくなってくるという中で、これは那須塩原市の市民が考えることだけじゃ、もう全然間に合わないというような形だと私は思っております。やはり世界、これからどんな形になるかわかりませんが、温暖化、環境、こういう部分で大変難しい時代になるんだと思っております。

私、最初に申し上げましたが、21世紀を生きている私たちが、こういう循環社会、持続可能な社会をつくって、私たちの後の100年後、200年後に残すことが私たちの絶対の使命だと思っております。ダイオキシンにつきましては、大変不明なところがたくさん今もあります。これはなるべく発生させないことが非常に大変重要だと思っております。

市長の所信表明にもあります住民の安全安心の

ためにも、この計画についてはしっかり検討していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で3番、眞壁俊郎君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 東 泉 富 士 夫 君

○議長（高久武男君） 次に、8番、東泉富士夫君。
〔8番 東泉富士夫君登壇〕

○8番（東泉富士夫君） 議席番号8番、東泉富士夫君でございます。それでは、通告制によりまして、3点についてご質問をさせていただきます。

まず最初に、県道拡幅と歩道の設置について。

県道259号、通称接骨木、横林街道は、那須塩原方面へ行く便利な道路として年々通行量も多くなっている。しかし、歩道がなく、地域住民を初め生徒児童の通学路としては大変危険な道路になってきている。

また、東北道と県道が交差しているトンネル内は、幅員が6mで、片側に狭い歩道がついている現状であります。トンネル付近は、緩やかなU字型になっており、上り下りの車が見えにくく、かなりスピードも出ており、児童生徒が歩道のない方を通る場合は、想像もつかないほど危険な状況に置かれています。

従来、児童生徒の保護者から、県道を拡幅し歩道の設置と、東北道に歩道用トンネルの要望を受けてきました。今後、この安全対策についてどのようにお考えかお伺いします。

次に、2点目のガードレールの安全対策について。

塩原温泉街を通る国道400号は、観光地で、四季を通じて相当の観光客が商店街を散策されます。

しかし、道路が狭いため歩道が十分でなく、危険な箇所も見受けられます。

その中で、特に塩原温泉ホテル前の国道400号風見鶏館から三條屋の間約20mは、ガードレールが低いところで約70cm、高いところで80cmという状況で、道路のがけ下水面までは十数mはあろうかと思えます。万が一を考えると大変懸念されます。

また、冬になると20cmから30cmの積雪になることもたびたびあり、地域住民を初め児童生徒の通学にも大変危険な状況に置かれています。

さらに、観光地といえば、安全で安心な旅を楽しんでいただくことが何よりも大切なことでもあります。今年は塩原温泉湯っ歩の里もオープンし、人通りもさらに多くなります。今後、ガードレールの安全はどのようにお考えかお伺いいたします。

3点目の公共事業のコスト削減について。

バブル崩壊後、民間工事に比べて割高と言われている公共事業ですが、1990年代を通じて高どまりしていることも明らかになっています。

内閣府の地域経済レポートによれば、90年度には公共工事と民間工事の建築単価はほぼ拮抗していましたが、民間工事は92年度から下落し始め、2000年度では公共が民間よりも1㎡当たり約9万円上回っていると言われる。現在はさらに価格差が広がっているものと思います。今、政府も公共事業のコストを引き下げるために、入札制度の改革に積極的に取り組んでいます。

財政難と言われる今日、国民の税金で運営されている自治体は、今後の公共事業のコスト削減について研究、努力がさらに要求されていくものと考えます。なお工事の積算を厳しく査定し、入札や契約方法を工夫するなど、コストを徹底的に減らす努力を積み重ね、民間手法を導入するなど公共事業の圧縮に努めることは、大変重要な課題で

あると考えます。

今後、本市は、公共事業のコスト削減についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 8番、東泉富士夫君議員の質問にお答えをいたします。私からは、公共事業のコスト削減についてお答えをいたします。

公共事業のコスト削減につきましては、事業を効率的に執行することがまず必要であるとの認識から、1つとして、主要事業への重点投資、2つ目といたしましては、合併施行や新技術工法による経費及び工期の縮減、3つ目といたしましては、リサイクル材の積極的な使用と削減を対策の柱といたしまして、契約、設計積算、審査等に努めておるところであります。

また、施工業者にしましては、個々の現場における高度技術や創意工夫の発明を促す自主提案制度等を設け、建設から維持管理の各段階におけるコスト削減の一助としているところです。しかしながら、コスト削減だけに主眼を置き、社会資本が本来備えるべき品質の低下や、価格のみを意図的に下げることで下請業者や労働者への不当なしわ寄せが起るようなことになっては、公共事業の本来の目指すべきコスト削減にはつながりません。

このため、ご提案のありました入札制度の見直しとあわせて、価格と品質を総合的に評価するコスト削減行動計画を平成18年度に策定し、全庁的なコスト削減対策に取り組んでまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、建設部長より答弁い

たさせます。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） それでは、私のほうから、1番と2番につきまして答弁させていただきたいと思います。

まず、県道拡幅と歩道の設置についてお答えを申し上げます。

ご質問の箇所は、一般県道折戸西那須野線であり、県が管理する道路であります。当路線は、東北自動車道との交差部を含め、全体的に幅員が狭い上に大型車両の交通量も多く、児童生徒の通学路として非常に危険な状況にありますので、道路改良及び歩道の設置につきましては現在までも要望しておりますけれども、今後も引き続き県に要望していきたいと、このように思っております。

次に、ガードレールの安全対策についてお答えを申し上げます。

国道400号に設置されております当ガードレールにつきましては、県が管理する施設であります。ご質問の箇所は、歩道もなく、ガードレールの真下は箒川となっており、大変危険な箇所と思われれます。また、本年7月には塩原温泉湯つ歩の里がオープンする予定でございます。今後も観光客の増大が見込まれますので、歩行者の安全対策の一環として県のほうに強く要望してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の県道拡幅と歩道の設置につきましては、児童生徒の安全のために、長年の地域住民の強い継続的な要望でございます。また、高速道路の下に歩道用のトンネルをつくってほしいということも同様でございます。しかし、長年の

間、何の前進もなく今日を迎えているのが現状でございます。

理由はいろいろあるかと思いますが、しかし、同じような近隣地域においては、着々とこの歩道の整備が進んでいる地域もあります。例を見ますと、同じその県道であります大貫街道、また宇都野街道が挙げられます。それらを考えますと、接骨木、横林街道、折戸までのこの区間については、何か一歩前進の見通しの立つような方策はないのかどうか、この行政の専門的な立場から再度伺いをしたいと思います。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 市道ではないので県にお願いするしかない、こういう状況でございます。そういう中で、今、議員おっしゃるとおり、前から要望が出ているということで、市としましても県には要望しております。

ただ、そういう中で、経過の中ではどうしても地主さんのご協力がないと整備ができないと、こういう状況だと思います。ですから、そういうところも含めて、ぜひ地元と地権者のご協力が得られるような方策をとっていかないと、県もなかなかそちらに入っていけないのかなという気がしていますので、そちらも市としましても、そういうところも地元に入って意向を伺いながら、続けて県に要望していきたいと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） ありがとうございます。大変よくわかりました。

それから、この高速道路の下、トンネル内なんですけど、片側に歩道がありまして、しかし、片側は非常に狭い状況になっております。そういったわけで、行っていただければ、その現場を見ていただくと、大人ではとてもあそこはちょっと通れ

ないのかなと、こんな思いがするわけですがけれども、この高速道路の下に歩道用のトンネルをつくったような例というのは県内にあるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 私も詳しいことはわかりませんが、例として、そこをやったかどうかはわかりませんが、見受けた場所は、塩谷から宇都宮に行く道路なんですけれども、そこに道路とは別に歩道のトンネルといいますか、そういうものがあるものは確認はしております。ただ、それがいつの時期、その改良にあわせてやったのかどうか、その辺はわかりませんが、そういう状況はあります。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） わかりました。そういった例があれば、ぜひ前向きに県のほうにも要請していただいて、一日も早く、できましたらそういった歩道用のトンネル、ボックス的なですね、つくっていただきたいと、このように要望をしておきたいと思っております。

とにかくこの当地域は、多くの分譲地がまだまだあります。そういった意味では、住宅も徐々にふえております。また、児童生徒の数も年々ふえている傾向にあります。しかし、今後ますますこの通行量が多くなると、そういう予想がされるわけです。特に、先ほどからもお話ございましたが、本市のこの中に第2期ごみ処理施設事業の開始というか、その完成後も接骨木、横林街道、この県道を車が、相当の交通量が多くなるのではないかなど。そういった面では、地域の方も相当懸念、心配をされております。その辺について、対応についてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 確かに現状は議員のうちから上のほうは、関谷地区、折戸地区に向かってかなり狭い状況でございます。もちろん道路管理者もその辺の状況は十分知っていると思っておりますし、今お話もありましたように、焼却場ができればそういう状況も出るだろうと、こういうふうに考えますので、その辺もあわせて要望していきたいと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

それから、ちょっとこれは確定的なあれじゃないんですけども、ちょっと耳にしたことなんです、国道259号、接骨木街道といいますか、そこがなかなか思うように進まない。そういったあれでは、今後将来的に国道4号線からあの蛇尾川の河川敷のところから折戸に向かって、新たな道路をつくるというような、これはうわさ的なあれなんです、県というか本市としては、そういった考えというか計画、予定はあるのかどうか、その辺についてもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 県道としての計画は聞いておりませんし、市としての道路整備基本計画を今立てておりますけれども、その中でも考えてはおりません。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） わかりました。ありがとうございます。

いずれにしても、今、先ほどご答弁いただきましたように、地域住民の地権者の問題、これが非常に大きな要素を占めているんだなということも認識をいたしました。

今後、私ども、地域住民とともに、協力できることは最大限に協力しながら、やはり地域住民の要望に沿って、一日も早くできるように努力をし

てまいりたいと、今後ともさらなるご尽力を行政にお願いしたいと、このように思っております。

それから、この第2点目のガードレールの安全対策、これは現場を見ている方はよくご存じだと思いますが、今まで事故が起きなかった、これがもう不思議なぐらいで、私はそのように思っております。やっぱり一日も早く、できましたら今度、湯っ歩の里も今年は完成するというところで、地域の方も、また特に児童生徒の方、地域住民の方、大変強く要望されておりますので、この辺も一日も早く完成することをお願いしておきたいと思えます。よろしくお伺いいたします。

それから、最後の3点目でございますが、3点目のこの公共事業コスト削減について、この行財政改革が叫ばれている今日、公共事業のコストの削減は、極めて私は重要な課題であると、このように考えております。そこで、何点かお伺いをしたいと思います。

先ほど市長さんからのご答弁あったわけでございますが、まず、この内閣府の地域経済レポートによれば、2000年度では公共事業が民間事業よりも、1㎡あたり約9万円上回っていると言われますが、本市においてもほぼ同額と解釈してもよいでしょうか、お願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島寛君） 東泉議員が今ご質問の中でおっしゃられました額につきましては、私どものほうでも同様の資料を持っておりまして、その額については間違いないというふうに認識はしているところであります。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） 了解しました。

いろんなこの価格については、やはり先ほど市長さんからもありました、余り価格が低いと、やはりいろんな建築物の内容に、中身についてい

いろん問題が生じてしまうと、そのような問題もあつたかと思いますが、それでは、なぜこれまでにこの民間と公共との価格差が生じてしまったのか、率直なお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） なぜその価格差が生じたのかという大変難しいご質問であります、私ども、公共事業を発注するに当たりまして、適正なコスト、価格、そういったもので設計をさせていただいております。そういったものを例で言いますと、建設物価ですとかそういったものを参考にしながら、あるいはまた国土交通省から出されておりますそういった単価等々を基準にした形で適正な設計を工夫していただいているという状況でございます。

これは一概に民間と比較をするというわけにもなかなかいかないということもございまして、そのために、先ほど市長がおっしゃられましたような、答弁をしましたような、コストの削減、削減に向けた取り組みを平成18年度始めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） いろいろあろうかと思いますが、私は、基本的にはこの入札制度の根本的な改革が大変重要な課題であると、このようにも思っているところであります。

話は変わりますが、今回、北関東自動車道未整備地区の工事予算は当初予算より4割カットということが、新聞でつい最近報道されております。当初予算金額が1,751億円であります。それが何と当初予算より約4割カットの1,101億円で、東日本高速道路会社が、従来の規格、設計のまま、きめ細かい検討でコスト削減ができるとしております。これは私は、一般的に考えれば、4割もの削

減というものは、大幅に規格を変えなければとても不可能ではないのかなと、素人ではそのように思ひます。しかし、会社側にとっては削減が可能だと、このようにも言っております。そうしますと、当初予算にかなりの余裕があつたのではないかな、このような考えを持ててしまひます。

また、私は今回いろいろとご答弁もいただきましたが、もう一つは、この民間手法に学ぶということであると思ひます。優秀な企業は、大小を問わず、幾度となく大きな試練を徹底して企業努力によって乗り越えているのが現実であると思ひます。この点も今もご答弁をいただいておりますが、この点についても何かお感じになる点がございましたらお答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 確かに民間の企業の方々の努力といひますのは、大変な努力をされていると、私ども十分認識をしているところでございます。

コストの削減、こればかりにやはり目がいつてしまひますと、私どもが計画をしております公共施設等々の適正なそういった完成、あるいは目的を持った施設ができないというおそれもございませう。その辺のところは十分に勘案をしながら、コストの削減に向けた取り組みは必要であろうというふうに思っております。

また、入札制度についても議員からお話もございましたが、私ども、今行っておりますのは、通常の指名競争入札というふうな手法をとっております。この制度に関しましても、一般競争入札ですとか公募型の競争入札ですとか、そういったものの導入について今検討に入っているところでございます。

そういったもろもろの事例を総合的に勘案をして、公共事業の発注に当たっては、最大限の努力

をしながらコスト縮減、削減に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

関連であります、確かに余りその金額ばかり、単価ばかりコスト削減すると、いろんな問題、支障も起きてしまうのかなと、こういう考えも当然あるかと思えます。しかし、これは日本の世界の企業も、やはり生き残っている企業というのは、最大限の企業努力によって、徹底したそのコスト削減によって、日本の大企業、電機メーカーとか、また自動車メーカーとか、本当に世界を圧倒するような企業に成長しているわけでございますので、私は、その辺は大いに公共事業、行政になってほしいなと、このようにも感じておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

いずれにしても、今、国も地方自治体も財源不足、財政難であることは否めません。行政の運営については、すべて国民の税金で賄われていることも確かであります。また、今、景気は上向きであると言われておりますが、しかし、それは一部の大企業であり、大半以上の企業、サラリーマンの方々にとっては、必死の努力を重ねながら税金を納めていただいているものと、このように思っております。そう思うと、国民の皆さんから預かった税金はわずかなりともむだにできない、そして、限られたこの財源の中で最大の行政効果を上げていくことは当然の責務であると考えます。

どうか今後、本市の公共事業のさらなるコスト削減に期待を寄せ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で8番、東泉富士夫君の市政一般は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 若 松 東 征 君

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

〔23番 若松東征君登壇〕

○23番（若松東征君） 23番、若松でございます。

一般質問に入らせていただきます。午後が2時も過ぎまして大変お疲れと思えますけれども、少し私の話にも耳を傾けていただきたいと思います。

では、1、情報通信技術（IT）講習推進特例事業についてから、2、道路行政について、3、保育園の安全対策についてということで、3項目に分けて順次質問をさせていただきます。

1の情報通信技術（IT）講習推進特例事業については、5年前に国の自治省によって、全国545億円の予算をとり、多分全国で約550万人の受講を受けたと聞いております。その中で、当黒磯市が今までこの補助事業にどのようにかかわってどのようにされたかということで、(1)の情報通信技術関連特別対策情報通信設備整備事業についてお伺いいたします。

①補助事業者は、補助対象事業の内容はどのように実施されましたか。

②整備の内容について、IT講習を実施するために必要な設備の整備に伴う据えつけ工事、なお、障害者に配慮したパソコン設備の整備内容をお伺いしたいと思います。

続きまして、③の文部省は自治省と連携協力し、IT普及国民運動の一環として、高齢者や女性等を初めとする地域住民がパソコンやインターネットの操作方法の基礎技術を利用したIT基礎技術講習を実施されてから5年は経過していると思うが、行政運営の効率化を——これちょっと言葉が足りなかったので申しわけないんですけども——図られたか、また身近な公民館を利用しての住民票、印鑑証明等の交付はできないか、お伺いいたします。

続きまして、大きな2番の道路行政についてお伺いいたします。

道路行政については、今回3月議会で市長が決意表明した中の市政運営の基本姿勢ということで、1、2、3、4と挙げております。第1には、絶えず市民の目線に立つこと、第2は、公正で公平な市政運営を行うこと、第3は、市の一体感ということで書いております。第4、これが重要かなと思いますけれども、市民の声に耳を傾け、地域市民の活性化をしていくことということであります。それで、最後に、そして安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに全力で取り組む所存でありますと書いてあります。

そこで、道路行政について質問に入ります。

歩道の安全対策についてお伺いいたします。

県道黒磯黒羽線、黒磯警察署前にはエイトタウン那須塩原出店計画があるが、歩道の整備計画はどのようにされるのかお伺いいたします。

②市道164号七区縦線の安全対策について、エイトタウン那須塩原との落差が、高いところで約2mと聞いているが、通学路に対する安全対策はどのように考えているのかお伺いいたします。

また、国道4号バイパスと市道黒磯七区線の交差点に歩道橋の設置はできないかお伺いいたします。

続きまして、大きな3の保育園の安全についてお伺いいたします。

児童福祉施設最低基準というその条例があります。これは、昭和23年12月29日に、厚生省で第63号ということで設置された法でございます。その中に、最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ）の指導により、心身ともに健やかにして社会に対応するように育成されることを保障すると。これは第2条でうたわれております。

その中の第33条の中の2では、保育士の数は、乳児をおおむね3人につき1人以上、満1歳以上3歳に満たない幼児はおおむね6人につき1人、満3歳以上は4歳に満たない幼児をおおむね20人につき1人以上、4歳以上の幼児はおおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1つにつき2人を下ることはできない、下がることはできないと書いております。

その中にもう一つ、第34条、保育所における保育時間は1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児または幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して、保育所の長がこれを定めるとあります。

その次に、もう少し重要な点なんですけれども、省いて言っておきます。第35条、自由遊び及び昼寝のほかということで、この中にいろいろと出てくると思うんですけども、41条では、児童の部屋の1室の定員はこれを15人以下とし、その面積は1人につき3.3㎡以上とすると明記されております。

そんな形の中で保育園安全対策はどのように行われているのか、これをお聞きしたいと思います。

続きまして、(1)のゆたか保育園、とようら保

育園の駐車場の安全対策についてお伺いいたします。

保育園児の送迎時には、駐車場のスペースが狭いため、事故等が起きやすい状況にあると思われる。駐車場のスペースの拡張はできないだろうか、お伺いいたします。

(2)とようら保育園の園庭について。

園児数の比率に対し園庭が狭く、イベント時にはもちろんのこと、ふだんも園児たちが伸び伸びと運動ができないために不便を感じているので、園庭を拡張することができないだろうか、お伺いいたします。

これで私の第1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 23番、若松東征議員の質問にお答えをいたします。

私からは、とようら保育園の園庭についてというご質問でございますので、その点についてお答えをいたします。

駐車場のスペースが狭いというご質問ですが、登園時間、退園時間と同じ時間帯に集中して送迎することから、運転には十分に注意をさせていただくよう再々、保護者の皆さんにお願いしているところであり、行事等のときには近隣の空き地を協力していただくなど駐車場の確保に努めており、駐車場の拡張につきましては物理的に問題もありますので、現行のまま様子を見たいと思っております。

次に、とようら保育園の園庭についてでございますが、国の改定基準では278.1㎡となっております。現在の園庭は1,300㎡あり、国の基準の4.5倍の広さであります。これらにつきましても、関係者のご理解を得るとともに、現行のまま様子を見

たいと思っております。

また、それ以外の質問については、通告にございませんので、私のほうから答弁はいたしませんので、ご理解をください。このほかにつきましては、企画部長、建設部長より答弁いたさせます。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 私のほうからは、1番目にありましたIT講習推進特例事業につきましてお答えをいたします。

情報通信技術関連特別対策情報通信設備整備事業につきましては、平成13年度に文部科学省が学習活動支援設備整備事業費として、社会教育施設においてパソコンやインターネットの操作等を学習するために必要な環境整備を図る地方公共団体に対しまして補助を行ったものでございます。

内容につきましては、旧黒磯市、旧西那須野町、旧塩原町ともパソコンやプリンターなどの周辺機器の購入及び配線工事等を行いましたが、特別に障害者に対応した機器の整備は3市町とも行っておりません。

次に、公民館を利用して住民票、印鑑登録証明書等の交付ができないかということでございますが、住民票の写しや印鑑登録証明書につきましては、ご承知のように、支所、出張所でも交付できることとなっております。那須塩原市においても、3支所、1出張所で交付してございます。また、それぞれの支所、出張所においては、週に1日ではありますが、トワイライトサービスを実施しており、加えて西那須野支所では自動交付機も設置されており、平日はもちろん、土日、祝日も利用することができます。この自動交付機につきましては、黒磯支所においても18年度中に導入予定でございます。

こうしたことから、今のところ市民の窓口は充足していると思っておりますので、当分の間、公

民館等での交付は考えてございません。

以上です。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） それでは、2の道路行政につきましてご答弁申し上げたいと思います。

道路行政の中の歩道の安全対策についてお答えをいたします。

まず、エイトタウン那須塩原の売店に伴う歩道の整備計画につきましては、県道黒磯黒羽線側の出入り口に右折のための付加車線を設けるため、歩道はその外側に付けかえをすることで栃木県と協議が進んでおるようでございます。

また、市道、議員が164号とおっしゃっていたんですけども、この道路はバイパスから下に向かう道路になりますので、多分118号、豊浦七区線の間違いではないかと、このように思っておりますので、それで答弁させていただきます。

起点部分では、エイトタウン那須塩原の造成面が低くなるため、市道との段差が生じることとなります。この対策といたしましては、事業者の負担により市道起点部分の一部改良やガードレールなどの安全施設を設置することとなっております。

次に、国道4号バイパスと市道下黒磯七区線の交差点に歩道橋の設置はできないかということでございますけれども、歩道橋を設置する場合は、利用者がかなり見込めることや、近隣に代替の横断施設がなく、隣接地権者の同意が得られるかなどを総合的に判断して決めていると、国土交通省宇都宮国道事務所から伺っております。

ご質問の交差点は、横断歩道及び信号機が設置されておりまして、また、約200m西側、西那須野方面へ向かっての付近でございますけれども、歩道橋が設置をされている現状で、さらに利用者も少ないことから、新たな歩道橋の設置は大変難しい、このように伺っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 2回目の質問に入らせていただきます。

情報通信技術（IT）講習推進特例事業ということでお尋ねして、おおむね答えはいただいたところなんでございますけれども、合併をいたしまして、その後、合併前から始まった事業だと思えますが、平成12年からですから。すると、これに携わって講習を受けた那須塩原市の方々ほどのぐらいいたのか、それがもしわかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 公民館でパソコン講習会を行っておりますけれども、例えば平成17年度ですけれども、多いところで東那須野公民館が延べ237人、少ないところでも高林公民館の11人ということで、合計9か所の公民館でパソコンの講習会が行われ、合計で延べ1,100人ぐらいが1年間で受講しているというふうな実績が出ております。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 延べ1,100人ということでありまして、その中でいろんな形の中で、私もこれ質問の中でちょっと言葉が足りなくて、3の文部省ということであった中で、5年間は経過していると。今、小学校も中学校もそういう形で勉強しているのかなと思いますけれども、そんな中、市においてもそういう形のものが進んできたと思うんですね、国の自治省で始まったことが。そういうものを経過した中で、5年経過した中で、市の行政効率化というのがどのぐらい進められたんだか、また簡素化されたんだか、その点がわかりましたらよろしく申し上げます。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 数量的にお話するのが非常に難しいご質問ですけれども、先ほどの関連事業と行政効率化とは、若干その切り口が違いうように思います。国民のといえますか、地元からすれば市民のITへアクセスできるように、またその技術を学ぶようにという事業でありましたので、行政の合理化とかという分野を期待してスタートした事業ではない。ご質問にありますように、講習事業ということですから。

ただ、派生して、那須塩原市の統計はございませんが、県のレベルの統計で言いますと、インターネットへのアクセスの量が飛躍的に伸びてきております。人口の半分程度の方はアクセスできるという一方から考えると、我が方でありますそのホームページへのアクセスなり、いろんな情報をとって市民の活動が便利になっているんじゃないかと、それがひいては行政活動にも役立っているんじゃないかとは思っております。お答えになるかどうかわかりませんが、そういうような状況でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 国民のという、今答弁の中でありましたけれども、国民ということは、行政サイドも含まれるのかなと私も思ったものから、こういう質問になりました。その辺も含めてもらいたいと思う。

確かに国民のというと、じゃ、行政は別で、全部が国民、ほかの人が国民とか、そういう言葉じゃないと思うんです。その辺を理解してもらいたいと思う。

そういう活動の中でされた、例えば旧黒磯市全体でもかなりのお金が導入されて、そのために我々も講習を受けました。市の職員も受けたと思

います。その観点の中から聞きたいということは、それで行政サイドがスリム化できたのかなと、できたんじゃないかなと思うんです。その辺どうなんでしょうか、もう一度お願いします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 職員側の研修は、内部研修といたしまして講習を行っております。現在、おおむねですが、現場の職員で持っていない方はいますが、おおむね1人1台の配置ができておりますので、連絡調整なりデータベースへのアクセスが非常に容易になっておりますので、迅速な事務処理ができていますと思います。特に財務会計等も、どこかに行って1か所でやるんじゃないくて自席で処理ができていますから、移動時間等も少なくなっておりますので、より効率化できていると、そのように思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 多分いろんな形でそういうスリム化が、これから5年たって結果が出てきたのかなと思うことで、自治省から都道府県、また市町村ということで下がってきたと思うんです。その中で、旧黒磯市では2,000万ちょっとの予算をとってやったのかなと思います。これはその市民に対してのそういう講習会を開かれてきたと思います。

そんな中で今、各学校などを歩くと、小学校も中学校もそういう形の中で勉強されているのかなという形の中、そうすると、今いろんな形で、何か財政が大変だという形の中で、徐々にスリム化されていってもいいのかなという形の観点から先ほど質問したんですけれども、実際にいろんな我々の税金が使われて、そういうものに活動されて、それが実行力に移されなかったら大変な結果が出るんじゃないかなと、私はそういうふうに思

うのであります。

一応、今の答弁では、ああ、なるほどなどということがありましたけれども、それと、その住民票、印鑑証明に関しても先ほどの答弁でわかり、本市というよりこの本所ですか、那須塩原市の本所のほうでも18年度からやっていただけるということなんですけれども、これは将来なんですけれども、例えば私らも今現在、正直言うと誕生日を迎えると65になります。それが何年かたつと、だんだん年をとってきて、やはり近くの公民館でちょっと行けるような地域性を出すことをこれからも勘案しながら計画していくのも、行政の仕事じゃないんですかね。

大変だと思います、お年寄りも実際。私らも各家庭をいろんな形で歩いてみますと、大体、お父さんは免許を持っているけれども、年齢的に言うとお母さんは免許を持っていない。お父さんが倒れた場合には、そういうものが身近な公民館でできたらなという形があります。その辺どうでしょうか、今すぐじゃないんですけれども。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） どこでもいつでもこうすぐとれる、近ければ近いほどいいというのは、もちろん一方でサービスの向上という意味でおっしゃっているんだと思うんですが、1台置くのにも300万円弱はかかりますし、その設置しっ放しじゃなくてちゃんと管理しておかないと、大事な情報がつながっている機械ですから、それなりの人員もという形になります。支所の人員をまた公民館等に省くか、または公民館の職員が違う仕事をやめてそっちに少し対応するかという、そういうような選択問題もいろいろ出てきますから、おのずとバランスがあるんじゃないかと思います。

また、近い将来じゃなくてもというご発言がありましたので少し申し添えますが、これからの時

代は、これから電子自治体ということが叫ばれておりまして、いろんな申請等も、コンピューターの勉強等も高齢者の方もしてきておりますから、自宅でいろんな申請ができるようになってくるとい時代をそう遠くない時点で迎えてきます。その辺とあわせ持って、現在だったら公民館という発想が出るかもしれませんが、もっと近く自宅という話にもなってこようかと思っておりますので、全体の中で勉強しながら将来に進めていくというふうに考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） わかりました。

その辺はなるほどなど少しは納得するんですが、どうも機械に私弱いものですから、その件についてももう一点ちょっとお尋ねしたいことがあるんですけれども、この事業により整備された、例えばそういうパソコンの機械ですね、そういうのはもう5年経過すると、かなり公民館でも何でも古くなっているのかなと思うんですけれども、その処理方法とかはどうなんですか、新規に切りかえとか何とか、その計画というのはないんですかね。

ここによると、昭和30年の法律第179号ということで、財産の処分、制限期間内に無断で処分することの内容に適正な整備の管理に十分配慮すると書いてありますけれども、随分今新しいパソコンができて、かなり進んでいると思うんです。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 国のほうでもこの講習に対して、引き続きずっとお金を出してやっていくというのはもう終わったという発想です。ということは、公民館に機種を更新して、同じ台数だけ常に置いておく時代なのかどうか。というのは、今かなりの普及率でご自宅にパソコンが1台置い

である時代になりつつあります。半分以上の世帯では置いてあるという統計等もありますから、これがどんどん進んでおります。値段も安くなってきました。

そういう時代で、また一方で、ずっと小学校、中学校、高校と、こう通しながら勉強しておりますから、コンピューターの操作方法ももう覚えてきています。高齢者に我々の世代もなっていくわけですが、我々もコンピューターはもう使える状態で退職して、一般の高齢者の仲間に入っていくというような状態で、コンピューター自体の研修をする必要が行政側であるだろうかというのも検討の一つになると思いますので、余り買いかえて大きなお金をかけるのはいかがかなと思っておりますので、今のところ計画等ではございません。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 財政困難で今のところは考えていないということです。それは納得をいたしました。

ただ、まだちょっと納得しづらいかもしれませんが、しょうがないのかなと思うかもしれませんが、まだまだその使っている方はかなりいると思います、実際。そんな形でございます。

実際に西那須野では何年前にその自動装置をつけて、印鑑証明とか住民票登録を実施していると思うんですけども、その今までの経過など、もしわかりましたらひとつ、その使う比率とか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

住民票の写しと印鑑登録証明書について、暗証番号を登録した方が自動交付機を利用しているわけですが、16年度の実績で申し上げます。自動交付機で4月から3月までで交付件数は、全

部で住民票が5,984件、このうち休日に交付されたものが889件、印鑑証明が1万592件で、同じように休日分が1,304件、これらが利用されているということでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） かなりの利用数があるのかなと思ひまして、うちのほうの旧黒磯市、本庁ですが、早く設置されればいいのかなと思うものがあります。その件については、ぜひ早目によろしくお願いいたします。

続きまして、2の道路行政についてお伺いいたします。

ある程度、先ほどの答弁で理解はしつつあるのですが、大変、もしあそこにエイトタウン那須塩原が来た場合には、ちょうどバイパスと上の豊浦小学校の交差点までの距離が非常に短いという形の中で、確かにここに私も地図は持っているんですけども、あちらの会社のほうで出した地図を持っているんですけども、かなり危険なのかなと思うのが、その前に、今度4月1日から那須塩原署になりますね、それ緊急自動車の出入りもある。その間にその県道沿いに2つの入り口ができるという形の中で、全体的に4車線でいくんじゃなくて、途中で上のほうの元室井自転車ってありますけれども、その交差点で寸詰まりみたいな状態なんですね。この流れをどういうふうに解消するのか、歩道ばかりでなく通勤の混雑緩和はどうなるのかなと、通勤通学ね、その辺はどうなんでしょうかね。市長、よろしくお願いいたします。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 通勤通学の時間帯は現在も込んでいる状況ですから、たまたま、通勤時間は朝ということになると思うんです。お店の開

店は多分、正式にまだ聞いていませんけれども、9時以降になるんだと思うんです。ですから、その現在の通勤との重複はないだろうというふうに考えておりますし、現在までも警察側には歩道があります。反対側は全くない状況だったわけですが、そこに今度は出店する方の事業者が歩道もつけると、こういうことでございますので、室井自転車さんとの間が多分、五、六十m残るのかなという気がしています。できればそこもつけた方が、もちろん交通安全上いいことでありますけれども、相手がある話でございますので、とりあえずそういう計画になっておりますので、そういう状況を見ながらその上については検討させていただきたい、このように思っております。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） その辺よく検討していただきたいと思うんです。何かもう完全にこう、私が言うと、ウナギの寝床みたいに広がって急になくなっちゃうという感じの状態が起きるのかなと思ひまして、ちょうどこのときに、先ほど保育園の質問の第1回目にやりましたけれども、ちょうどそこに保育園の子供たちのその送る車もぶつかっちゃうという状況なんですよ。

大変危険度が増すのかなと思うので、これは一方通行ですけれども、大変難しい道路なんです、狭くて。この県道を信号からまた右に行くところなんですけれども、そのとよら保育園のほうに曲がるところが非常に危険で、もしできましたらこちらのほうも拡張ができないかななんて思ったんですけれども、検討すると言うから、検討してもらえるかなと思うんですけれども。

あと、先ほど私のほうの市道の枝番が間違っていたそうなんですけれども、地図を見たところ、縦線、昔これ、難しいんですけれども、バイパスができるまではその縦線で切ったんですよ、多

分。その辺がおかしいと思うんですよ。地図で調べていくとそうなっているんです。その辺がどこかで切れてこうなっちゃったのかなと、それは別としても。

それで、その件の中でお伺いしたいのは、先ほど部長からの答弁がありまして、西側に歩道橋があるから、近くにあるから歩道橋は無理だという答弁でしたよね。ところが、何せあの歩道橋を通っている人はいません。それで、地元からの苦情が出ているんです、だったらその歩道橋を向こうへ移転してくれないかと。

率直な話はそうなんです。みんな笑っているかもしれないですけども。実際通っていないと思う。部長、今度行って見てきてくださいよ、落ち葉がこんなに積もっていますから。

そういう状態の中で、どういう状態で昔つくられた、多分30年ぐらい前ですよ、バイパスに入ってきたのは。そのときには、その七区の縦線がこっちへ出ていたからという形でつくったんだと思いますけれども、向こうへ渡ったときは田んぼだけです、今のところ。ほとんどが、地図で見ますと住宅地になっているのは、もとの武井美術館、あちらのほうはかなり住宅密集地です。それで、ましてあちらのほうから通う子供たちも多いわけですよ。バイパスが4車線になったために、確かに部長の言うように、信号もあると、歩道もある。ただ、歩いてみると少し困難を来します、子供たちとかお年寄りのためには。その辺、どうお考えでしょうか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） どういう考えかと言われましても、これは先ほど申し上げましたように、国道でございます。ということで、議員がおっしゃるとおり、歩道橋をほとんど通っていない状況です。あのバイパスができた時点の状況は、多

分それでよかったんだろうと、こういうことで、時代の趨勢でそういうことになってきたんじゃないかと、こう思っています。

そういう中で、事務所のほうの話もあれなんですけれども、今はどちらかというと歩道橋を余りつくらないで逆に撤去している状況だと。なぜかといいますと、やはり信号機がありますと、どうしても、あっても信号機のほうの歩道を通ってしまうと、こういう状況が多いそうです。

そういうことで、なかなか国道事務所としても新たに設置するという事は、かなりの需要が見込めない限りは難しいだろうと、こういう話でございますので、現実的にバイパスのほうの、人口から言いましても、もっともって人、あるいは住宅の密集している路線というのは十分あるわけですから、なかなか要望していても難しいのかなという気はしていますけれども、いずれにしても、安全ということでございますので、その今ある既設歩道橋を撤去するかしないかは別にして、そういうこともあわせて実情だけはお伝えしたいと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 一般市民から見れば、使わない歩道橋なら撤退したっていいじゃないのというのが、これは実際の声ですね。そのPTAに聞くと、ほとんどあそこは危険だから通っていないよと、パチンコ屋の前も通るしということで、先ほどのとようら保育園のほうを真っすぐ行っちゃって、それから下がるんだという話を聞いていますから、その辺もよく検討していただきたいと思います。時代の流れだからしょうがないといえ、それで片づけちゃうのかもしれないですけども、市民の場合はいろいろと苦情が出ているのは事実であります。

道路のこの歩道橋についてはよく検討されて、

県のほうに要望していただきたいと思います。

そうすると、先ほどの別のエイトタウン那須塩原のほうも、ある程度の検討をしてくれるということで、わかりました。

それで、ここで、これは質問にはないんですけども、大変申しわけないんですけども、ちょっと疑問点が1つ出たのは、豊浦小学校のバイパスの下で今工事やっていますよね。道路課から私のほうへ説明書が来ました。雨水対策のやつです。ここで聞いて申しわけないんですけども。ところが、あれは変更になったそうなんですけれども、私のほうには通知が来ていなかったです。横田さんの田んぼの中をこうやっているんですけども、これで、4月いっぱい終わるんですかと言ったら、これは仮工事ですということ言われたんですけども、その辺は道路課のほうには連絡あるんですか。回覧板も地域に回して。

○議長（高久武男君） 通告に従ってお願いしたいと思います。

○23番（若松東征君） わかりました。後でお伺いします。

○議長（高久武男君） 続けてください。

○23番（若松東征君） 大変申しわけないです。ついでというのがいけないんだね。

今度は3の保育園の安全対策について、いろいろと条例を述べましたんですけども、その辺はないと言うんだけど、安全対策というものは、大きく含めてそうなのかなと思ひまして、条例を先ほど読み上げてみたんですけども、そうすると、確かに市長の答弁で、とようら保育園の園庭は広いんだと。じゃ、そこで運動会やったとき、市長来たことあるのかなと思うような気がするんです、実際に。そういうものを踏まえて答えてくれるならうれしいんですけども、どうでしょうか、もう一回質問したいと思うんですけども。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） とようら保育園の運動場が狭いのか広いのか、運動会ができるかどうかということになると、やるようになるのかなという感じもいたしますし、全体で父兄も集まって全員でということになると、多分狭くてできないという状況が生まれるのかなというのも認識はいたしております。

先ほど申し上げておりますのは、その基準から申しますとそういうことですかということでお話を申し上げておりますし、送迎時間帯につきましても当然、あそこに借りられる時間に集まるということになりますと、多分、車が込むというのも現実的に起きておると思っておりますし、そういう部分につきましては、父母の方々にもそういう旨を多分、園長の方から通じて説明はしてあるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、保育園等につきましては、今、さまざまな対応が迫られておるところでございます。どこの保育園がどうということではございませんけれども、保育園のあり方等についても今検討させていただいておりますので、そういう中では、こういう部分の狭い部分に置くのがよいのかどうかということにもなりますので、さまざまな検討をしていかなければならないというふうに認識はしております。

今日ですか、新聞等を見ますと、今度は保育園と幼稚園を一緒に設置してもいいですよというようなことにもなっております。保育園そのもののあり方も今後検討の課題になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますし、現時点では、保育園につきましては今後どういう対応をしていくかということについて、今後の対応を検討して、今、担当部では出しております。

そういう意味で、基準に合っているものについ

ては当分の間、この状況で使っていくほかはないというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） どこの保育園も歩いて、今現状では、例えば標準定員数というんですか、園児数、大幅にアップしておりますよね。よくこう調査してきますと、何で小学校でちょっと先生の言うことを聞かないで動いちゃうのかなと、私はわからないかもしれないんだけど、小さいときによくおじいちゃん、おばあちゃんが言って、三つ子の魂百までもと言って怒ってくれる人がいて、確かに小さいときにきちっとしたそういう愛情を持ってやるのがいいのかなと思うんですけれども、今の保育園の状態では、例えば旧黒磯全体でいくと、定員数930のところを18年1月1日現在で1,082名ということで、152名膨れ上がっているわけですね。西那須野、定員数480のところを590名、110名、塩原地区も、これ全対数になっていますね、そんな形で、総体的に見ると定員数が1,470名のところを1,746名ということで、276名の増になっている。

そういう現状の中で、調べていきますと、確かに先生方も大変だし、子供たちに本当の三つ子の魂百までもということで、少子化対策、確かにマスコミ、テレビ、ラジオなどでは毎日のように騒いでいます。じゃ、これはどうなんだということです。そこにやっぱり足を踏み入れて、もう少し現実的のを見ながら、小さな狭いところでやっている。それで、調べていくと、準保育士、例えば10名いるところがいろんな事態で休んでいまして、臨時がかなりふえているという現状は、そうですね、今ね。その辺のをちょっと聞きたいと思います、どのぐらい差があるか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

議員がおっしゃるように、保育園の定員数に対して現に存在する園児数は、定員を超えている状況でございます。これは、運用基準の中で、15%、あるいは25%の定員を超えてのいわゆる募集というのは認められております。その分に応じて臨時職員、当然、その場で正職員配置というのは難しい問題ですから、利用実人員に合わせた保育士の採用を行っているということでもあります。

そういうことで、現状の中で保育士が欠けているというような状況ではございません。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） そこで、お尋ねしたいんです。

そうすると、今、国の政策では、昭和23年ごろに公立小中学校の法律ができて、40人学級ですよ。それでも県、市が認めれば、人数も少なくし、先生もつけているわけです。その中で、なぜこの保育園だけはそれが認められないのかなという気がするんです。臨時は雇っているのはわかります。

だから、私があるところへ行って尋ねたら、若松さん……

○議長（高久武男君） 若松議員に申し上げます。

通告に全く触れてきていませんので、通告順に従って、答弁するほうもいい答弁がいただけませんので、その辺十分。

○23番（若松東征君） そこで申し上げます。

第41条、面積、その面積は1人につき3.3㎡以上とするということは、これはどうなんですか。それ、部長、満たしているんですか。そこを聞いていきたいです。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

3.3㎡という数字が出ましたけれども、これは保育園の園庭に対する2歳基準といまして、2歳児以上の児童数掛ける3.3㎡が最低基準の面積だということになっております。先ほど市長がお答え申し上げましたように、本市における15の保育園の中で、この基準を下回っている保育園はございません。すべてクリアしております。

以上です。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時08分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 基準を満たしているということで、その基準を満たしている中で、地域交流とかそういう中で私は思うんですけども、園庭の問題でもう一回質問したいと思います。

今、ほとんどの保育園の方が、土日には運動会をしないでずらしているという話を聞いている。それはなぜかということ、父兄が多くなっちゃって、運動会ができない状態。各保育園でそんな話を聞いています。それはなぜかということ、父兄も運動場の中に入っちゃう。すると、ふだんの日だと都合がつかないから行けないという。せっかく、核家族になってもこのときばかりはおじいちゃん、おばあちゃんだっごちそうをつくって、孫の運動会を見たいと。

そういう現状の中で、何でふだんにやらなくちゃならないのかなというのは、その問題にぶつかるのかなと思うんです。いろんな交流を叫ばれ

て、地域社会全体で子供を見守って育てようという中に、できないんだよという方のお話も聞いております。その点で、どうなのでしょう、今の状況ではいいのかどうなのか。

それともう一点聞きたいのは、うわさかどうかわからないですけれども、19年度には当那須塩原市でも民間になる予定があると聞いたんですけれども、その点も含めまして、予定ということなんですけれども、幾つかは。それを含めてお答え願います。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

地域間交流ということで、保育園の運動会の開催の曜日の関係ですけれども、高齢者の方がお孫さんの運動会を見たいという心中は理解できます。ただ、保育園の園の行事でございます。保護者会と協力を行って開催していますので、この件に関しましては、保護者会と園のほうでよく相談をして実施していただくべきかというふうに考えております。

なお、2点目の民営化についての話については、現段階でコメントは控えたいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 3月の質問がいろいろ出まして、その中で私も含めて、なかなかそのマスコミとかいろんな方が言っていることが歯車が合わないのかなというのもあるような気がします。

角度を変えたり何かすれば、もっといいものもできるのかなと思うんですけれども、そんな中で、確かに行政サイドとしても、いろんな形でよくやってもらっているのはわかります。それも市民自体が目に向けて、やられたことは報告は受けていますけれども、本当に今、少子化対策に向けて

いろんな形でやっている。そういう中で、もう少し含めてやってもらえればな。これは要望として今ちょっとしゃべっているんですけれども。

いわゆる小学校のほうを歩いてみると、どうしても先生の話をよく聞いてくれないんだと。そのために先生もそっちのほうへ目を向けなくちゃならないという状況の中で、今、子供たちは、すすくだか伸び伸びだかわからないですけれども、育っているのかなと思うんです。先ほど言ったように、三つ子の魂百までもということは、3つぐらいのうちまでにきちっとしたものをすれば、学校へ行って、昔、我々が学校へ行っているころは、50人ぐらいたって先生の言うことを聞きましたよね。それが今大変な事態が起きています。

そういうものを含めて、ほんの少し、小さな子供たちに、これは家庭教育にもあると思います。だから、そういうものに目を向けて、一応、昭和23年ぐらいにできた法律を云々言うわけではありませぬけれども、いろんな時代で変わっています。そういうものを勧告して、できるものから市長の「市民の目線に立って」というすばらしい言葉の中を信じまして、私はこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で23番、若松東征君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 早乙女 順子 君

○議長（高久武男君） 次に、12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） では、本日最後の質問者となります。通告項目が多く、時間もありませんので、早速質問に入ります。

では、那須塩原市総合計画についてから質問い

たします。

まず、総合計画策定と行財政改革大綱策定との関連性についてからお聞きいたします。

総合計画と行財政改革大綱は別々のセクションで策定していますが、総合計画と行財政改革大綱はどのような関係で、どのように連携しているのか、まずお聞かせください。

また、総合計画は、長期的かつ総合的なまちづくりを推進するための計画となるのですが、「その計画を推進することになる組織・機構がどのようにあるべきかの方向性」が、行財政改革大綱ではどのように出されてくるのか、具体的にお聞かせください。

さらにお聞きいたします。那須塩原市の行財政改革は、行政評価システムの導入により、従前の行政運営から行政経営への手法へと変革を図ろうとしています。しかし、総合計画基本構想素案では、行政評価システムの導入が明示されていません。でも、行政経営の手法へと変革を図るなら、明示されていなくても、総合計画に従って行政サービスが行われ、評価されることになるかと思えます。そのとき、行政評価とはどのような役割を担うことになるのでしょうか、イメージできるような答弁をお願いいたします。

次の質問に移ります。市長の公約でもあります車座談議について、確認も含めて質問いたします。

車座談議は、合併で地域の意見が反映されなくなるといった心配を解決するための重要な仕掛けだと解釈されますが、総合計画の素案のどこに位置づけられるのでしょうか。私なりに解釈しますと、総合計画素案の「創意と協働によるまちづくり」の「市民主体の地域づくり」に位置づけられると思えますが、素案の文面からは、担当職員まで配置する市長の公約の車座談議が該当するとは思えません。車座談議の計画上の位置づけはど

こになるのかお聞かせください。

次に、車座談議は来年度からできるところから実施されるとのことですが、市長の考えている車座談議と地域住民や職員のイメージするもの、議員の考えているものに相違があるように思います。車座談議について市民は、広報だけでは何のことかわからないと言います。ある職員は、さわやか懇談会との関係が整理されていないと言います。これは、車座談議の「談議」から懇談会をイメージしたようです。また、西那須野においては既にまちづくりの組織がある、それとの関係はどうなるのかと言う人もいます。職員も議員も市民もそれぞれ独自の解釈をしているようです。違うものをイメージして論議したのでは、意見がすれ違えます。具体的事例を挙げるなどして、共通認識を持てるように説明してください。

また、当初の運営費が地域運営交付金として1地域20万円ずつ予算措置されるようですが、将来的には地域の事業費が予算措置され得るものなのかどうか、その点についても、どのような予算措置がされるのかお聞かせください。

次に、駅周辺のバリアフリー化についてお聞きいたします。

バリアフリーのまちづくりを進める高齢者障害者移動円滑推進法が今国会で成立されまると、駅周辺などをバリアフリー化が必要な重点整備地域に指定し、整備計画を盛り込んだ基本構想を作成することになるのだと思います。那須塩原市の総合計画では「安全に、安心して暮らせるまちづくり」の中に盛り込まれるのでしょうか。

既に西那須野地区は、中心市街活性化事業の中で、駅東西連絡通路のバリアフリー化や、来年度予算の交通バリアフリー事業で西那須野駅東口エレベーター設置、西那須野駅構内バリアフリー化補助金が計上されています。また、那須塩原市

では、ホームのエレベーター設置工事も行われました。そこで、まだ手をつけていない黒磯駅周辺のバリアフリー化をどうお考えなのかお聞かせください。

次に、健康づくりの推進に不可欠な栄養士の配置について質問いたします。

現在、多くの自治体で国民健康保険、老人保健、介護保険特別会計の増大傾向に歯どめがかかりません。そこで、財政的な負担を抑制するため、国も地方自治体も健康づくりや予防事業に本格的に力を入れるようになりました。特に国は、昨今の介護保険の予想以上の伸びに歯どめをかけたく、栄養ケアマネジメントを政策的に導入してきました。既に介護保険施設では、管理栄養士を中心に取り組みを始めています。

また、来年度から実施される第3期高齢者保健福祉計画の第9章、高齢者保健サービスの第1節でも「健康づくりの推進」で健康生き生き21プラン、人口の高齢化が急速に進展する中、食生活や運動習慣等を原因とする生活習慣病がふえており、その結果、認知症や寝たきりなどの要介護状態になってしまう人が増加している。そのため、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間、健康寿命の延伸を図れるように、すべてのライフステージにおいての対策が重要になる。このことから、発病を予防する1次予防に重点を置いた健康づくり対策を推進していくと述べております。

そして、一番最初に、栄養、食生活の項目を挙げています。その内容は、食生活は、がん、心疾患、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病、高齢者の低栄養状態の改善などの上からも、国の食生活指針に基づく栄養バランスのとれた食事の普及啓発や、医療機関、地域等との連携した望ましい食生活実践への支援、環境づくりを行うとしています。

総合計画素案では、「健康づくりの推進」を掲げて、健康の維持増進などに関する情報の提供や相談体制の整備、生活習慣病などの予防に努めるとあります。健康の状態に合わせた食生活の指導を担うのは、管理栄養士となるでしょう。しかし現在、那須塩原市においては専任の管理栄養士はいません。健康づくりの推進には、専任の管理栄養士としての職員配置は必至ではないでしょうか。

総合計画や第3期高齢者保健福祉計画など計画を実効あるものとするための体制をどのように考えているのか、お聞かせください。

次に、障害者自立支援制度について質問いたします。

まず、障害者自立支援法の問題についてお聞きいたします。

3年後の介護保険制度への統合を想定した「応能から応益」負担への転換で、どのような問題が起きると認識していますか。

生活保護水準さえも確保されていない低所得者の障害者に、トイレや外出することさえも「益」であり、月の収入が数千円の作業所に通うことも「益」であるとして、「応益（定率）1割」負担を強要することが自立支援でしょうか。また、更生医療、育成医療、精神障害者の通院医療費公費負担制度も「応能から応益」負担へと転換となります。自立支援制度になり、今までの生活が維持できなくなる人への市独自の対策は考えていますか、お聞かせください。

続いて、障害者自立支援制度で市の担う役割についてお聞きいたします。

障害者自立支援制度で市の担う役割はどのようなことでしょうか。職員体制は質・量的に十分でしょうか。

ここで、障害者区分の判定、支給決定までのプロセスをわかりやすくご説明ください。

審査会のメンバーはどのような選出となるか、作日も質疑で伺いましたけれども、もう一度その点をはっきりとお示してください。

判定基準は、客観的な基準という名の支援量の抑制につながるおそれがないか、生活するのに必要な支援となるものなのかもお聞かせください。

最後の質問項目になります。ごみ処理基本計画について質問いたします。

まず、根本的なごみ減量化の対策とならないごみの有料化を国が進める理由についてお聞きいたします。

ごみの有料化は一過性の減量化の対策としかならないのに、ごみ減量化の対策となるような論理のすりかえはどうして起きるのか、お聞かせください。

ごみの減量化は、拡大生産者責任の考え方で容器包装リサイクル法の欠陥を正すこと、リデュース、リユースを優先すること、費用対効果から見た清掃事業の詳細な内容の開示、事業系ごみの量とコストの把握、住民による分別の定着化、徹底した資源回収システムをつくるのが前提です。そのリサイクルシステム、資源回収システムは、事業者責任を明確にするシステムとなるよう意識したものでなくてはなりません。

以上のようなことで、ごみは初めて減量化されると考えられますが、有料化は、ごみの減量化でどのような役割を果たせるとお思いでしょうか。ごみの減量化につながる明確な理由はありますか、お聞かせください。

次に、持続可能な社会の構築についてお聞きいたします。

那須塩原市は、持続可能な社会をつくるために、本当にごみの減量化に取り組む考えがあるのでしょうか。あるなら、その意気込みを聞かせてください。

今まで徹底した資源回収システムをつくろうとしなかったのはなぜでしょうか。「先進地のようなごみの分別ができないのは、市民の協力が得られないから」と、市民の理解を得る努力もせずに職員があきらめてはいませんでしたか、本音を聞かせてください。

以上で第1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 12番、早乙女順子議員の質問にお答えをいたします。私からは、車座談議についてを答えさせていただきます。

車座談議の総合計画での位置づけについては、「創意と協働によるまちづくり」の「市民との協働による地域づくり」に位置づけされ、今後の具体的な基本計画の中に事業名が挙がってくることとなります。

また、車座談議のイメージについては、地域によって多少の違いは出てくるかもしれませんが、おおむね私が描いている内容で進んでいけるものと思っております。私もできる限り地域ごとの車座談議に出席し、ひざを交えた話し合いを行っていきたいと考えております。

また、18年度の予算につきましては、組織化された地域には、地域運営交付金として1地域20万円を予算化いたしております。

このほかにつきましては、企画部長、建設部長、市民部長、生活環境部長より答弁いたさせます。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 私のほうからは、1番目の(1)番の総合計画策定と行財政改革大綱策定との関連性についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、総合計画と行財政改革大綱との関

係についてお答えをいたします。

現在策定を進めております総合計画は、市の将来像やまちづくりの基本理念、各部門の施策などを総合的に示すものでありまして、企画部の企画情報課が所管をしております。一方、行財政改革大綱は、主に行政の簡素化や効率化の観点から取り進む改革の方向性や内容を示すものでありまして、企画部の総合政策室が所管をしております。これらの関係につきましては、ともに行政全般にわたる重要な計画で、企画部が所管しておりますので、連携を図りながら策定に当たっております。

2つ目の行財政改革大綱に期す組織・機構のあり方についてのご質問ですが、地方分権が進むことにより、今後、市役所が担わなければならない行政サービスの範囲は、一層広がることも考えられます。そのため、市民との協働を進めるとともに、民間委託の検討や民営化の推進などを図りながら、組織を肥大化させることなく柔軟性と機動力をあわせ持つ、より簡素で効率的な組織・機構へと転換を図っていくこととしております。

3つ目の行政評価システムの役割についてのご質問でございますが、行政評価システムは、行財政改革の一環としまして、事務事業の目的や成果を評価、検証し、予算の執行や計画策定、事務事業の見直しなどに反映させる目的で実施するもので、評価結果を公表することで行政の透明性を確保すると同時に、説明責任を果たし、政策の再構築を可能とし、市民の行政参加を促進する制度であると考えております。

なお、基本構想に明示されていないのご指摘でございますけれども、基本構想では、効率的で効果的な行政運営の中に包含させる形で、それに続きます基本計画の施策において、行財政改革や定員適正化などともに行政評価システムを位置づきたいと考えております。

私の分野は以上です。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） それでは、バリアフリー化につきまして答弁させていただきます。

駅周辺のバリアフリー化に関しましては、法案の成立、不成立にかかわらず、進めていかなければならない事業と考えております。まだ素案の段階でありますけれども、今策定を進めております総合計画基本構想におきましても「健やかに安心して暮らせる社会づくり」、また「ステップアップを支える社会基盤づくり」の中にバリアフリー化の推進を盛り込み、高齢者を初めだれもが安心して安全に活動できる空間づくりに努めてまいることとしております。

以上です。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私からは、1の(4)健康づくりの推進に不可欠な栄養士の配置についてと、2項目めの障害者自立支援制度についてお答えをいたします。

まず、1点目ですけれども、健康づくりの推進に不可欠な栄養士の配置についてのご質問ですが、2000年4月に国がスタートさせた健康日本21プランを受けて、本市においては健康づくり計画地方版を策定し、栄養食生活を9領域の1番目に掲げ、市民の健康づくりを推進しているところであります。

このような中、平成14年の健康増進法の改正により、地域住民に対する栄養の改善、その他の生活習慣の改善のための市民からの相談や指導を市町村が行うことになりました。

これらの事業の取り組みは、現在、在宅栄養士会からの派遣栄養士が保健師と連携をしながら行っております。さらに、平成17年7月に施行されました食育基本法においても、生涯にわたり健

全な食生活の実現にみずから努めることを国民の責務としており、国、地方公共団体は、食育推進のため、地域の実態を把握、分析し、関係機関や団体と連携をとりながら事業に当たるとしており、その中心的な役割は管理栄養士が担うことになっております。

健康づくり計画の目的達成には、生活習慣病予防等の基本的な考え方の普及、啓発が必要になります。この活動の取り組みには、企画立案から栄養士が中心となり、他機関等との連携や調整を担うことが重要になることから、当市においても管理栄養士の必要性は認識しておりますので、今後十分に検討していきたいと考えております。

次に、障害者自立支援制度でございますが、順次お答えを申し上げます。

まず、(1)の①、②についてお答えをいたします。

自立支援法は、利用者の1割負担が原則であります。所得によって月当たりの上限額が定められております。具体的には、生活保護世帯はゼロ円、住民税非課税世帯で本人の収入が年収80万円以下の場合は1万5,000円、これ以外の住民税非課税世帯は2万4,600円、住民税課税世帯は3万7,200円が上限となっております。したがって、応益応能併用の負担制度となっております。

このほか、グループホームや施設入所者に対する個別減免、社会福祉法人による利用料の減免、生活保護移行防止のための個別減免などの負担軽減措置がなされております。

また、施設サービス利用者の食費や光熱水費などは自己負担が原則ですが、住民税非課税世帯以下の方は、食費等の実費負担を軽減するため、補足給付が行われます。

次に、(1)の③になりますが、更生医療、育成医療、精神通院医療につきましては、所得等に応じて上限が決められておりまして、低所得者に配

慮した措置がとられているところでありますが、育成医療にかかわる自己負担分については、現行どおり県が助成する方向で考えていると聞いております。更生医療につきましても、現行どおり自己負担分を市で助成したいと考えております。

次に、(2)の①でございますが、障害者自立支援法は、地域の利用者の視点を重視し、身体、知的、精神の3障害の一元化を図るとともに、地域格差や障害種別のサービス格差を是正し、障害者の在宅生活の支援、就労の促進を図るための大幅な改革であると認識しております。

障害者に最も身近な行政機関である市の責任は重いものと受けとめており、身近な地域でサービスを利用し、障害者の地域での自立した生活と社会参加を支援したいと考えております。

次に、(2)の①、②でございますが、障害者自立支援法施行に伴う新たな業務としては、106項目の1次認定調査、審査会による障害程度区分の審査、判定、サービス利用者の自己負担額の決定、サービス支給料の決定、受給者証の交付、新給付制度に円滑に移行するための相談活動等があります。

また、新たな障害福祉計画の策定等も含め業務量が増大するところから、適正な職員体制を整備したいと考えております。

次に、(3)の①審査会の関係でございますが、審査会は、障害程度区分認定基準に照らして審査及び判定を行い、市が支給要否決定を行うに当たり、意見を聞くために設置する機関であります。委員構成につきましては、身体、知的、精神障害の各分野の均衡に配慮する等、考慮したいと考えております。具体的には、医師、あるいは精神保健福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、介護福祉士、福祉施設従事者などの専門職を考えております。

次に、②の障害程度区分の認定でございますが、

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に示す区分でありまして、判定基準は、支援の必要度を図る客観的な尺度であるというふうに考えております。

福祉サービスの支給決定の各段階において、障害者の社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用移行などを十分に把握して支給決定を行いますので、決して支援量を抑制するものではないと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 次に、生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 3の(1)ごみ処理基本計画についての①、②についてお答えします。

国はごみの有料化について、一般廃棄物の循環的利用に努め、その上で排出される一般廃棄物について適正な中間処理や最終処分場を確保し、処理に関する事業は、広域化やPFIの活用などにより、社会経済的に効率的な事業になるように努め、その上で経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきであるとしております。

ごみ減量化につきましては、リデュース、リユース、リサイクル等の取り組みが重要であることは十分認識しております。また、こうした取り組みを進める上では、国が廃棄されたものの処理やリサイクルまで生産者が責任を負うという、いわゆる拡大生産者責任の確立をしていくことも重要であるとも考えております。

しかしながら、こうした状況の中で、市がごみの減量化を進めるためには、有料化も一つの選択肢として検討してまいりたいと考えております。

次に、持続可能な社会の構築についてお答えします。

持続可能な社会の構築のため、環境の負荷を減らした循環型社会をつくるためには、先ほども申し上げましたとおり、リデュース、リユース、リサイクルを徹底して行う必要があると考えております。しかしながら、拡大生産者責任の確立がない中で、毎日の生活において実践をしていただく市民にとって、理解と協力の得られる発生抑制、再使用、再生利用といったごみの減量化、市民、事業者、市が進めるリサイクルといった資源化について、廃棄物減量等推進審議会の中で十分に検討していただき、策定をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、残り30分、もう切っておりますので、急いで質問いたします。

まず、一番最初の質問のところで、この行財政大綱の策定をして、もう終わるところだと思うんですけども、素案を見せていただいたんですけども、よくわからなかった。大綱の目標は何でしょうか、そして基本理念は何なのか、その辺が目指すべき方向がわからないと、それがどういふふうに評価されていくのかといったときに困りますので、その辺をちょっと聞かせてください。

あと、その中で大綱と総合計画のところで、言葉の使い方というものが、先ほどは連携してやっているからということではあったんですけども、言葉の使い方がちょっと、これはとても重要なところで違う使い方をしているので、その点をちょっと確認させてください。

総合計画では「効率的、効果的な行財政運営による自立したまちづくり」の中で「地方分権」、「地域主権」という言葉を使っていますが、行財政改革大綱のほうでは、方針では「地方分権」、「住民自治」という言葉を使っています。「地方

分権」や「住民自治」を使わずに、なぜ基本計画のほうでは「地域主権」を使ったのかなと、中田横浜市長のような方は好んで使う、そういう自治体もありますけれども、その微妙な言葉の使いのニュアンスの違いをわかって使っているのか、何かただただ最近出てくる言葉だから使っているのかって、私は、「地域主権」と一見よさそうに見えるんですけども、「主権」というのは日本では国民にある「国民主権」ですので、余りイメージで言葉を使わない方がいいんじゃないかなということで、「地方分権」とか「住民自治」に合わせるとうまいかなというふうには私は思うんですけども、その辺いかがでしょうか、聞かせてください。

それと、組織上のところで、先ほど部長のほうで組織の簡素化という部分をおっしゃってましたけれども、それは具体的に総合支所方式をやめるということなんでしょうかね、そこを聞かせてください。

それとあと、行財政改革の実施計画である集中行政改革プランは、改革の成果の評価がされて市民に公表されるということですが、実際に実施計画及び年度計画については、実施計画を明確にするということと、評価目標を可能な限り数値化するということをしないと客観的な評価が可能にならないんですけども、そのようにはお考えになっているのかどうか聞かせてください。

それと、改革検討項目に、すごく不思議で、先ほどもコンピューターがどうのこうのとかということで松下部長がお答えになっていたことを考えたら、電子自治体ということをおっしゃっていたと思うんですけども、電子自治体の推進ということが全然触れられていないんですね。市民の申請手続等の利便性の向上とか、行政内の情報の共有化と電子決裁の推進とかということで、取り組

むべき問題があるんじゃないかなと思ったんですけども、入っていないんですね。そこは落ちているのかなと思います。

それとあと、行財政改革検討項目の中で、民間委託等の推進ということで、もう何か「委託」という言葉よりも「民間参入」とかそういうような言葉で、「委託」というのは、余り指定管理者制度でも委託というものがなくなってきている中で、言葉をちょっと変えた方がいいんじゃないかなと思われるところがありました。

あと、情報の公開というところで、ここで情報の公開だけじゃなくて、先ほども出ていたと思うんですけども、説明責任というようなものをこの中に入れなきゃいけないんじゃないかなというふうには思うんですけども、その辺のところに入れた方が私はいいと思うんですけども、どうでしょうか、考えていますでしょうか。

それと次に、車座談議のところについて市長にお聞きいたします。

市長の言葉がいつも少ないものですから、皆さん勝手な解釈をするんだと思うんですけども、この車座談議というのは、さわやか懇談会のように話をするだけの会議ではないですよ。もう少し市民と行政が役割を見直しながら、今まで公だけが担っていたというのはもう違うよって、民間ができるところは民間、ある意味、私ができることは私は努力します、地域で努力できるところは地域で努力します、それで地域の中でNPOとかそういうような団体が担えるところは担ってみます。そしてだめだったら公が担いますと、そういうような整理をしていってもいいなということで出てきたものだというふうには私は思っていて、言葉で言っちゃうと「補完性の原則」というふうに言われていますけれども、そういうのに基づいてなされるんだというふうには思ったときに、こうい

うところに出てくると、市民主体の地域づくりとかというところに位置づけられるというふうに先ほどおっしゃってましたので、そうしたときに、総合計画の中の素案が、余りにもまだ素案ですので、これから肉づけをしてくるので、しょうがないのかもしれないんですけども、もう少し市民との協働ということをわかりやすく表現するということが必要だというふうには思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、駅周辺のバリアフリー化については、先ほど高齢者障害者移動円滑推進法の適用になるまいがならまいが、それはもう考えていて、総合計画の中に位置づけられてくるという、私もちょっと、推進法の条件の乗客数の5,000人というのが、黒磯がクリアするのかなというふうに思ってたんですけども、適用にならなくてもなっても、あの辺のあの地域、駅周辺の交通バリアフリー事業というのは必要だという認識は持っていらっしゃるようなので、この間の駅の連絡通路のところに、肝心なところに手すりがついていなくて、高齢者の方が不便しているということに対応して下さったようなことから考えても、きっと高齢者、障害者が移動するということに対しての位置づけはなされるんだなというふうに思いましたので、この点はオーケーです。

次に、栄養士の配置について、私、これ質問の通告を出した後、議案書と一緒に陳情も配られましたら、栄養士の協会の方から同じような内容の陳情が出ていましたので、これはきっと常任委員会の方で十分に審議して下さって、先ほどのご答弁でも、前向きに、ここまで言って管理栄養士がつかないなんていうことはきっとないんだと思うんです。

なぜかという、今までこのぐらいの規模のと

ころの市町村というのは、管理栄養士がいたわけなんです。黒磯ぐらいの規模、西那須野ぐらいの規模だと置けないんですけども、那須塩原市ぐらいの規模になればおけているんですね、よその町では。ということは、これは合併のメリットだろうと、大きくなって1人おけるよねと、今までのように委託をして必要なときだけ来てもらうんじゃなくて、本当に総合的な計画を立てるときからかかわってもらうにはやっぱり職員の配置だよねというふうに思っていたんですけども、これが合併して大きくなったメリットだなというふうに思ったんですけども、その辺のところも踏まえてちょっと聞かせていただけたらというふうに思います。

以上で再質を終わります。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 質問がたくさんありましたので、もし漏らしましたら再度指摘していただきたいと思います。

まず、1点目の行革大綱関係の目的とか方向性とか、そういう話でございました。それにつきましては、代表質問のところでも私どもでは説明した考えでございましたけれども、若干、再度触れさせていただきたいと思いますけれども、大綱は基本的には、方向性、大きなイメージというか、そういうものをうたう。総合計画で言うと、基本構想的な話でございます。その具体性の問題につきましては、改革プランというので具体的にどういう事業をどのようにいつまでやっていきますというものを示していこうと思って、今、それ本当の最終の取りまとめで、そんなにかからないでまとまるというふうに思っています。

その視点の中には、今回議会の中でいろいろご質問なりご指摘の中で出てきましたような行政の運営から経営の考え方、それから情報公開と市民

等の方の情報の共有、それから職員の意識改革も大分指摘されておりますけれども、そういう項目を総合的にうたいまして、その手法について改革プランの中でできる限りうたっていきたくいと。

ただ、将来どういうふうにしていくかという分野では、まだ総合計画の基本計画の部分にも、最後の分野にどういう事業を具体的に展開していくか等もうたいますので、そこまでいかないと全体は見えてこない関係になります。ですから、総合計画と行財政改革は、補完してやっている分野がたくさんございます。その点、ご理解いただきたいと思えます。

ですから、どちらかというところと改革プランについては、事務事業の改善というような、現時点での見た改善点を中心に表現をしていくことで、ここ今、取りまとめをさせていただいております。

次に、言葉の使い方等のご指摘がございました。確かに安易に使っている部分もあったかと思えますので、再度、まだ全部固めたわけじゃありませんし、総合計画もこれから皆さんと議論をしながら固めていく中で、十分に言葉の正しい使い方といいますか、概念を取りまとめて使わせていただきますので、個別のお答えは、ちょっと今日の時点ではご容赦願いたいと思えます。

次に、組織の簡素化につきましては、これはもう本来に地方自治法でもそのような趣旨が書かれているわけでございます。何度も議会等におきましてもご答弁しておりますけれども、抜本的に見直すというお約束をしております。18、19で見直していった20年度スタートという形で今は考えてございます。

その中で具体的にご指摘があった総合支所方式でございますが、総合支所方式とは何ぞやという議論もしっかりやったというわけではない、いろんなパターンが、全国的に見るとあります。その

辺も含めまして、現時点で「総合支所方式」という言葉を全くなくしてしまうというのを今明言することができませんけれども、総合支所の方式とは何ぞや、どういうあり方がいいんだろう、そういうことももちろん含めて、言葉もやめることも最大限あるかもしれません。ですから、最初から言葉の制限をしたりして決めるんじゃないくて、一番市民にサービスが効率よく提供できると同時に経費節減にも結びつく、それは人員の問題も含めまして、その辺を検討した中で決めていくものだと思っております。

それから、行政評価システムの関係でございますが、これにつきましては、私どももやっけて非常に期待しているシステムでございます。本市は後発にはなりますけれども、先進地のいい例をとって、うまく運営していきたいと思っております。その中で、実施計画、それから予算の進捗管理、そういうものも具体的に数値化できるものについては数値化、できないものについてもできる限りアンケート等も一部取り入れまして、満足度という形で、市民がどの程度満足しているかというのもあるかと思っておりますので、その辺も取り入れながら、できる限り客観的に、市民の皆さん、また議会等でもご評価いただける、また、議論のしやすい資料提供ができるように努力はしていきたいと思っております。

また、何せ導入作業の途上にありますので、皆様のご意見を伺いながら、よりよいものにしてまいりたいと考えております。

それから、改革検討の項目に電子自治体の関係の文言についてのご指摘がありました。確かに今日もこういったところでご答弁しておりますが、これからは電子自治体の問題は大変大事な問題になってくると思っておりますので、心して文言を使っていきたいと思えますし、方向性もできる限

り明確にしていきたいと思っております。

それから、そのほかにやはり文言等で民間の委託の関係で、確かにご指摘を受けるとすると、ああ、委託というのは、まだ確かに指定管理者制度を入れても部分委託という分野はまだたくさん残っております。委託できないエリアだよと言いつつも、その中の部分については委託をしてもいいという話がいろんな分野にありますので、なかなか全部が使わないようにというふうになりませんが、民間参入というもっと積極的な展開の仕方についても大変ご指摘いただいて、ああ、そういう考えもあるんだなと本当に反省させられましたので、十分心して検討してまいりたいと思います。

それから、説明責任という言葉のご指摘等もありましたけれども、その辺も行政評価システム等は明快に出し、説明責任の具体的手法の一つ、これだけじゃありません。日ごろいろんな市民とのかわりの中で口頭で説明したり広報を出したり、いろんな手法があると思いますので、複合的に市民の方にわかりやすく伝えていきたい。また、ご評価いただいて我々の仕事にフィードバックをして、改善しながら市民とともに一緒に歩んでいきたいというふうに思っております。

あと、市長へという話でございましたけれども、私の方で若干触れさせていただきたいという点は、車座談議の関係でございますけれども、まさしく言葉で言っていたように、補完性の原則、これの最たるものが、この車座談議と職員地区担当制の一つの手法だなというふうな認識をしています。ですから、行政が何でも担ってやっていくというような時代ではなく、これからはそれぞれの分野で個人から、地域から、その前に家庭もありますし、職場もあるでしょう、そういういろんなレベルでやってやれない最後の分野という分野

が行政が担うという形にならざるを得ない、そういう補完性の原則について認識しつつ、一緒に市民と職員が考えていく新しい仕組みづくりに今回なっています。ですから、まだ職員の方にも理解が不足している部分もどこかから伝わってきているんだと思いますけれども、その辺は十分反省をしまして、職員教育にもちゃんとして、十分に粗相のないように市民の方に伝わるように努力していきたいと思っております。

一部、もうそれぞれの分野で各チームにおいては内部勉強会等もやって、意思の疎通等をさせていただきます。

事務的な分野について、今の点はお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 管理栄養士の配置に関するお答えになりますが、先ほど十分今後検討させていただくということを申し上げましたが、その裏づけとなる今年度の活用状況でございますけれども、母子保健事業等で栄養相談、そのほかの指導で延べ78人、老人保健事業では延べ183人、健康づくり事業では延べ24人ということで、合計351人余り延べ人数で活用している状況でございます。

そういったことで、他市の配置状況になりますが、市部の中では宇都宮市3名、あと足利、栃木ですね、そのほか日光、小山、真岡、大田原市、また町でも益子、茂木、芳賀町等で配置をしている状況でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時08分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、先ほどの続きで少し、行財政改革大綱のことでちょっと、大綱の目標は昨日、その前でしたか、代表質問のところでしたか、市民の満足度の向上ということで、この大綱案を見ますと、きっと行財政改革の方針というところの文章のところの一部分のところを読むと、行政経営の目的である市民満足の向上を図ることを第一にということなので、これが目標だなというふうに思いました。それで、きっと目指すべき方向としている部分のところ、市民の視点から簡素で効率的な行政の仕組みの構築ということで、要するに効率的で小さな市役所への転換、要するに行政もある意味小さな政府を目指す、そして住民の方にある程度考えていただくようなものを渡すということの一つでこういうことを言っているんだなというふうに思います。あと住民自治の確立ということが、2つが目指すべき方向なんだなというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） いろんな見方がありますがけれども、そういう見方でもよろしいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ここで総合計画策定と行財政改革との関連性ですけれども、一連の行財政改革の取り組みを通じて総合計画の早期実現が図れるというふうにして、その上でそういうことが可能になってくると、市民の満足度が向上する。

だから、大綱でそういう目標を掲げているんだということで、総合計画との関連性はそういうことでよろしいんですね。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） そういう考えと同時に、市役所に対する信頼感の再構築という部分もいろいろあるかと思えますので、それによって協働も進んでいくという視点もありますから、一つの考え方として、それでよしと思っておりますけれども、それぞれいろんな見方をさせていただいた方が、私は、市民の多様化の時代に、総合計画の見方についても、もちろんかっちり見なくちゃならない部分と、それぞれの考え方が生かされている表現と、いろいろ両方ありますので、その辺含みおいていただいて、ご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今、私の解釈でというよりも、この行政改革大綱の中の文章の中から引き出しただけです。ですから、ただこういうものを、きっとこういうんだらうなということで、よそのものも行政改革大綱なんか見せていただいたら、市民が読んで、どういう方向を目指しているのか、きっとここだらうなというふうなものではなくて、もうちょっと市民にわかりやすい、そういうような行政改革大綱をつくっているし、総合計画もつくっていらっしゃるんですね。

それはなぜ必要かという、市民と一緒にいくから、市民が参画しなきゃならないから、これかな、こっちの方にいこうとしているのかなというのがわからないようではいけない。要するに市民にわかるようにということなので、今私が言ったのところにそういう解釈もあると言われたんですけども、市民にわかるような表現とつくり

方をさせていただきたいというふうに思います。

あと、職員の意識改革ということに今関連したのかなと思ったので、ちょっとここで人材育成という項目がやっぱり抜けているんですね、行政改革大綱の中に。それもちょっと考えてみてください。それは別にタイトルとして挙げろということではありませんので、それも一つタイトルに挙げてもいいくらいだなと思うんですけども入っていませんでしたので、ちょっと聞いてみました。

では次に、障害者自立支援制度について伺います。

ここで応能から応益への負担転換ということが結構大きいなというふうに思うんですけども、そこでちょっと確認させていただきたいことがあるんですけども、施設に入所している、グループホームなんかもそうですけれども、世帯分離をするということで、世帯だけで料金が決まって1割という部分のところ、限度額とかそういうものもかかわってきますよね。そうしたときに世帯分離ができるというふうに私は読んだんですけども、その辺のところ、利用者負担の上限設定がされていますよね。それで、世帯で世帯の収入状況がかかわってくるんですけども、そのときに住民票で同じ世帯となっても、税制とか医療保険で、被扶養者でなければ世帯分離ができるというふうに読めるというふうに聞いたんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

利用者の負担手続のフローといいますか、これでまいりますと、まず申請があって、世帯の範囲の確認というのがまず第1段階であります。これはあくまでやはり住民票上の世帯ということですから、次に世帯の課税や非課税を確認するという

ことで、これはその世帯の1人ごとに課税か非課税かを確認する作業が伴ってまいります。そして、利用者本人の収入を確認というふうに移っていくわけですけれども、住民票上の世帯ということですから、それは住民基本台帳法に基づく世帯分離が行われれば、それはそれでその世帯の範囲で課税確認するということになると思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 要するに、施設は割と住所を移しているということがあるんですけども、グループホームなんかで住所を移していないという方がいらっしゃると思うんですけども、そういう方については、とりあえず住所を移すということで世帯分離をかけるということで、本人だけの収入になりますので、その辺のところ、世帯分離をするということは可能ですよね。もう一度そこだけの確認。

それとあと、利用者負担などの減免軽減措置というのは、制度上のものしか那須塩原市はやらないんですね。要するに社会福祉、社福の利用者だったら半分50%でいいとかということはありませんね。そこがある意味、社福が余りないような地域では、NPOでもオーケーですよと、そのかわりその分の減収になった部分は市町村が補いますよとか、そういうような制度をつくっているところもあるんですけども、そういうようなものはお考えになっていますか、いませんかということをお聞かせください。

それとあと、減免とか軽減措置、制度上のものですが、それをするとき、4月1日から始まりますから、その申請というのはすべて申請主義ですよ。ですから、3月までに申請しないと4月1日からの減免にはならないというふうな解釈ですか、それが、私はそういうふうに聞いて

ているんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） まず、第1点目のいわゆるグループホームから通所施設へ通う場合のこれを例示しておっしゃられた件ですけれども、特例ということで、それは世帯分離は可能だと思います。なおかつグループホームにつきましては、グループホーム通所での個別減免もございます。

それから、申請手続の関係ですね、それは3月31日までに全部完了するという事じゃなくて、4月1日以降でも十分可能でございます。認定審査については4月1日以降に行うことになりましても、申請については4月1日以降でも別に差し支えはないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 私、利用者負担の減免とか軽減措置は、3月中に申請しないと対象にならないというふうに聞いてしまったんですけれども、それはないということですね。3月過ぎても減免措置はオーケーだということですね。そういう確認でよろしいですね。

なぜかという、だれが対象になるのかとかということがご本人がよくわかっていないと思うんです。これは別にこの制度だけじゃなくてもそんなんですけれども、すべて行政って申請主義ですので、だれが対象になるのかを知らなくてその制度が使えなかったということが往々にしてあるんですね。

そういうような部分で、市としては、なかなか情報が入らないという、そういうようなハンデキャップを持っている人たちに対して、少しは説明するという事をなさいましたか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 議員おっしゃるよ

うに、大変この自立支援法、この制度は複雑でわかりづらい制度ということで、本人、あるいは家族の方が一番心配しているのは、一体、果たしてどれだけのサービスをどれくらい受けられるんだと、なおかつどれだけ負担額がかかるんだ、なおかつ減免はどれだけされるのかということが、大変不安がっていることでございます。

そういうことを踏まえまして、県の担当者呼びまして、これまでに黒磯地区、あるいは塩原と西那須野合わせて西那須野地区ですが、2回ほど勉強会を、説明会を開催しております。両日とも100名を超える人数の方に参加をさせていただいて、なおかつ、それでも多分わからない方が多いだろうということで、随時、福祉部の社会福祉課の方に相談に来ていただければ、十分に相談に応じるということでの、当日も時間の許す限り個別相談には応じたわけでございますけれども、これは今後についても相談には応じてまいりたいというふうに考えています。

また、この法律を施行するに当たって、流れてくる政令、あるいは省令は約200ぐらいになるんじゃないと言われております。まだ全部来ているわけではございません。そういうことで、我々も実施するに当たって非常に苦慮しているところでございます。とりあえず9月30日までには、サービス支給に係る認定を終了するように準備を整えていきたいと、今はこのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 幾つも質問しちゃうものですから、最初に言った部分を答えてもらえなくて、要するに制度上の減免以外は考えていませんねという、いや、考えていたらいけないなと思って、もう一度それを聞かせていただけたらと。

あと、4月過ぎても大丈夫なんだなというふうな部分のところを3月末までに申請しなくても大丈夫なのか、その2点だけは、結構重要なので、もう一度それは答えてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 大変失礼をいたしました。

この自立支援システムについては、議員ご承知だと思いますけれども、いわゆる介護給付、それから訓練等給付と地域生活支援、この3つが大きな柱でございます。介護給付に関する市独自の減免ということについては、特別、現在の中では考えておりません。

また、先ほども申し上げましたように、更生医療、これについては従来どおり、今度は「自立支援医療」というふうに名称も変わりますけれども、これについては従来どおり公費負担をしていきたいと。

ただ、ここで1点心配な点があるのは、重度心身障害医療と重複する方ですね、例えば透析なさっている患者の方、あるいは心臓疾患によってペースメーカーを入れる手術を受ける方、この方たちは当然、重度身体障害者医療に該当する方だと。これは当然、重心を使えば個人負担はゼロでございます。どちらかを選ぶといえ、病院側のケースワーカーがどのような指導をするか、本人がどういうふうに判断するかという問題もございましてけれども、恐らく自己負担のない重心医療を選ぶのではないかと、そうするとこういう制度と矛盾した形になるのではないかと。公費負担もどこまでできるかという問題もございまして、そういった面での相談、あるいはそういった面でのケアとございますか、そういうものには十分に個別に応じていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 時間がないので、もうあちこち飛びながら聞くことになるんですけども、この障害者自立支援制度で、今度は市町村じゃなくて全国一律の判定基準、ある意味、介護保険の判定を基本的に使って、それに上乘せして聞いていくということになるんですけども、そのときに認知障害のある人への配慮した特別な項目を入れているとは言うんですけども、その辺のところ、認定審査会のメンバーに、知的障害者の特性をきちんと理解しているとか、高機能自閉症の方をきちんと支援対象に加えられるとか、そういうような部分のところができるようなメンバーで審査会なされるのかなという、ちょっと不安があるんですけども、その辺は大丈夫なんでしょうかね。

それでだめだったときにはだめだったで、判定が余りひどかったときには、介護保険と同じように不服申し立てができる制度になっているんだとは思うんですけども、その辺のところをちょっと聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 審査会のメンバーと申しますか、構成になるとは思いますけれども、先ほどは医師としか申し上げませんでしたけれども、好ましい医師は、今、医師の資格ですね、整形外科医、あるいは精神科の医師でありますし、臨床心理士、あるいは心理判定員、この辺のメンバーが入れば好ましいという通知は来ていますけれども、問題は、市内の中で、市外もありますけれども、そういったマンパワーをどれだけ確保できるかという問題もございまして。その辺は、そういった絶対数を考えながら、今後の中での課題であるというふうに考えています。

また、いろんな議員が心配している内容ともダ

ブりますけれども、この法案を審議した衆議院の厚生労働委員会は、決議に当たって、原案を可決するに当たって、11項目にわたる付帯決議をしていますね。その中でもやはり第1番目に、法の施行に当たり適切な措置を講ずるべきだということで、その中でまず、発達障害とか難病の方に対する、サービスが必要となるすべての障害者が適切にこの法律による業務を履行できるよう、普遍的な仕組みにするよう検討を行いというふうに付帯決議をしています。そういうことで、国における今後の取り組みなども期待はしたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 就学判定の人たちも専門家だといいながら、ええ、こういう判定というふうな事例もありましたので、その辺のところは十分に、それで、その不服申し立てができるという部分のところをきちんと確立していただきたいというふうに思います。

それと、このサービスは、先ほどは支援量の抑制につながることはないということで、社会的活動を抑えるような、そういうような制度ではないんだということでおっしゃったと思うんですけども、そのときにこのサービスを利用するのに、介護保険なんかと同じように、相談支援事業者というケアプランの作成などを行う事業者 서비스에利用計画を作成してもらうということになるんですけども、その相談支援事業者でケアプランを作成する人ってどんな人になるんですか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） この法律の中で言われているいわゆる地域活動支援センター、介護保険でいう包括支援センターのような名称ですけども、こういったところに業務委託をするよう

な形になるかと思います。

また、当面の間、現在、相談事業等を行っている事業者にも委託を行うことができるというふうにされておりますけれども、いわゆる地域活動支援センターとなるべき業者が適当であるかなというふうには現状では考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） その事業者を指定するのを決めるというのは、地域自立支援協議会というふうなものを設置して決めるというふうには私は聞いたんですけども、そのメンバーの中に当事者がきちんと入るような協議会が設置できますか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） そのような望ましい方向性というのは私も承知はしておりますが、現段階ではまだ未定です。今後の課題だというふうには考えております。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） この自立支援計画という部分のところ、サービスが提供される基本になるのは、サービスできる事業者がきちんと確保されていなかったら、受けたくたって事業者はいないよということになってくるし、受けたいけれどもサービスがないよと、そのサービスをだれが保障してつくらなきゃならないのといったとき、介護保険は市町村の、保険者の責任ですよ。ということは、市町村の責任、那須塩原市の責任だと思うんですけども、その基本となるサービスを、どういうサービスがどのぐらいまでどのぐらい必要だということを立てていくようになる障害者福祉計画を新たにつくってくるわけですよ。

その辺のところ、メンバーですね、やっぱり、利用者になるであろう人たちの意見を反映できる

ような人は、これはもうつくっていかなきやならないわけですから、その辺はお考えになっていませんか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

障害者自立支援法に定める障害者福祉計画は、従来策定してきた障害者福祉計画とは全然内容が違うといたしますか、より現実的に提供できるサービスの量をより具体的にということですから、そのような計画を立てなくちゃいけませんけれども、もちろんその計画に反映するためのただいま議員がおっしゃったような方の活用については、現状ではまだ未定でございますので、今後の中で十分検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 障害者計画の策定で、市町村ごとに数値目標を入れないとなくなってきましたよね、今までのような計画ではないということですので。それで、逆にその障害者福祉計画というのは、今までの障害者福祉計画とは重要性が全然違っちゃいますよね。そこにのらなかつたらサービスがつかれないということになりますので、計画に盛り込まれなかつたら実施できないというふうに思ってもいいぐらいのものになるという解釈でよろしいですね。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） そのように重みのある計画だというふうに認識しています。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） それを事務方で立てるのを役割を担うという職員配置、職員体制は、質・量的に十分でしょうかということを聞いたのはそのせいなんです。そういう部分を立てていく

ということって、思ったより大変ですよ。利用者がどれだけ使われるかということで、もう悉皆調査ぐらいやらなきやならないんだと思いますので、そういうことをしていくということは相当の事務量にもなりますので、実効ある計画をつくるためには、やっぱり職員体制というのを抜かりなくやっていただきたいなというふうに思います。

時間がなくなったので、最後の質問項目に移らせていただきます。

先ほどのところで、国はどうしてごみ処理基本計画についての基本的なことに、市町村で考え方を決めていけばいいんですけれども、このところ、やたらに国がごみの有料化を進めるためのコメントを出しているんですよ。それも、さも効果がありそうなことを言うんですけども、実際にごみって減らすためには、要するに物を生産しない、発生抑制する、あと瓶なんかだったらリユースする、そして発生してもらったものはなるべくリサイクルする、そういうことをしないと減量化にならないんですよ。

有料化したからといたって、そのごみを高い料金にして抑制になるなというふうに思うのは、事業系のごみですよ。キロ5円でしたよね、那須塩原市って。それって、もしかしたら1キロ処理するのに実際に那須塩原市ではどのぐらいのコストがかかっているものですか、キロ5円だったら。5円ということは絶対あり得ないと思うので、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 大変申しわけありませんけれども、事業系として細かい部分はないんですが、1人当たりのごみの量としては約2万円前後、毎年度かかっているのかなという気がしております。ちょっとデータがなくてごめんなさい。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 那須塩原市で事業系のごみって、思ったより多いですよ、数値、私も持っていませんけれども。ということは、ある意味、事業系のごみを料金を取るといって、高くするということをやった方が早いよ、とかと思っちゃいます。そうしたら、事業系のごみですから、事業者はコスト計算しますよね。そして減らしてくるということによって削減になるんじゃないか。でも、そこは言わずに、結構ごみの有料化というときは、一般家庭のごみを国は言っているように聞こえてしまうんですけども、違うんでしょうかね。

それで、本当に有料化で一時的に減りますよ、それは。でも、根本的に減らすというのは、要するにどれだけ分別して燃やさなくて済むか、焼却炉に入れなくて済むかということをやらなければ、減量化にはならないわけですよ、リサイクル率が上がらないわけですからね。減量化の数値目標って達成できないわけですよ。だから、なぜ有料化で達成できるようなことを国が言うのか、さっき聞いた部分によると、要するにリデュース、リユース、リサイクルを進めた上でですよと言っているんでしょうかね。それだけ聞かせてください。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今のリサイクル法の改正の中の状況を見ますと、そういう言い方は前提にはあると思っております。ただし、先ほども答弁しましたように、そういうふうな前提でありながらも、その事業者責任というか、生産者拡大というような形が余り明確になっていないと。そういった部分を明確にさせていただくというふうな部分も、市町村がそういう減量化に取り組む、あるいは資源化、リサイクルに進めるのには重要ではないかなというふうに、我々市町村としては

思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 本当にそのとおりだというふうに思います。拡大生産者責任をあいまいにしたままやっちはいけないんだということで、大分、那須塩原市になる前に容り法の改正で意見書も出していただきました、議会として。でも、全然、国の方は、その地方自治体、あと消費者団体、いろんなところからの意見を全然聞かずに、今回、容り法の最終まとめを審議会がしたところでは、どうも問題のすりかえをしたようです。

レジ袋の有料化は決めたようで、そうすると市民には負担だけが来ましたね。レジ袋の有料化では750億円の負担が、1枚5円と換算して、国民はそれだけ負担するんですけど。そして、自治体は、プラスチックの分別がうまくできないですよ。ですから、やはり収集、選別等の追加的費用は180億円ふえて、そして事業者全体では715億の負担が減るんですけど。という試算を市民団体が出しているんですけども、今回の容り法の審議で、本当でしたらこれが、自治体の負担が減って、消費者の負担が減って、事業者の負担がふえなきゃならないのに、事業者だけが一人勝ちの容り法の改正にどうもなりそうです。

そういう中、廃プラスチックの分別収集が、自治体が負担が高くなって二の足を踏んじゃうという自治体が出てくるんだと思うので、これはもう国が意気地ないからなんだと思うんですけども、でも、それでも減量化の目標値を国は、県の目標値を出せ、市町村の目標値を出せということで、このごみ処理基本計画の中で目標値を出してきていますよね。

それで、那須塩原市でも15年度の実績のリサイクル18.1%であるものを要するに22年度に24%ま

でいく。それで、溶融スラグの有効利用を図ることで30%まで向上させるという目標値を上げたんですけども、これは溶融スラグというのは、最終処分場に持って行って埋めるのはなりませんからね。これは、この数値というのは、溶融スラグが有効活用ができるというふうに本当に思っここに書いたんでしょか。この数値、何か溶融スラグを入れて数値合わせしたようにしか思えないんですけども、その点いかがでしょう。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 数字合わせとは思っておりません。もちろん那須塩原市として、その溶融スラグも有効利用にできるというふうな一つのこれからの検討というのは十分しなきゃなりませんけれども、そういった中で、有効利用を図るという前提で溶融化をしていきたいと、そのように考えて計画しております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ここで私の一般質問も終わりますけれども、ごみの分別をした先進地では、沼津市なんですけれども、ごみの分別に協力的な市民だけを選んでいるのではないというふうに言っています。ぜひ那須塩原市民もごみの分別できる力がありますので、もう一度考えていただきたいということを申し添えて終わりにいたします。

○議長（高久武男君） 以上で12番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 4時39分